

厚岸町議会 平成25年度各会計決算審査特別委員会会議録

平成26年10月22日

午前10時00分開会

- 委員長（佐藤委員） ただいまから、平成25年度各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

- 委員長（佐藤委員） これより、審議に入りますが、進め方は、款・項ごとに進めてまいりたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。
それでは、款・項ごとに進めてまいります。

- 委員長（佐藤委員） 先の第3回定例会におきまして、本委員会に付託されました決算認定10件のうち、はじめに、認定第1号、平成25年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

- 委員長（佐藤委員） 各会計歳入歳出決算書の13ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から進めてまいります。

なお、項によってはページ数が複数に及ぶので、質疑の際は、ページと事業名を指定のうえ、行ってください。

それでは、進めてまいります。

歳入、1款 町税、1項 町民税。

10番、谷口委員。

- 10番（谷口委員） 申し訳ないのですが、不納欠損、滞納等について町税全般で質問させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

資料をいただいておりますけれど、決算資料の9ページに町税等の「町税等収入状況調」というのがあります。これを見ますと、予算と調定額、収入額がそれぞれ載っているんですが、不納欠損が合計で432万7,643円となっておりますが、滞納状況についてまずお伺いしますが、25年度において滞納の収入をどのようにして進めてきたのかということで、滞納の差押えはあったのかなかったのか、これをまずお願いします。

- 委員長（佐藤委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ご質問は一般会計の町税全般についてということでございます

ので、全体についてお答え申し上げます。

まず滞納の状況でございますが、前年度、24年度の決算においては、町税全体で1億2,902万4,546円ございました。これが25年度の決算では1億2,145万9,144円ということで、2,700万円程の圧縮になったところでございます。因みに、この数字というのは、22年度の分も資料には記載してございますけれど、22年度の決算では1億4,500万円ですから毎年未納額は圧縮してございますが、25年度の決算においては大幅な圧縮となったところでございます。その中で、ご質問者は差押え等は行っているのかというご質問でございました。この件につきましては、差押え等は行っております。

その状況でございますが、全体では25年度で137件の差押えをしております。その内ですね、債権、主に所得税の還付申告をした時に所得税が戻る場合があります。この部分については、税務署と連携を取りまして、この還付金を町税の納入の方に振り向けていただくということで行っておりまして、この件が91件ございました。これが一番多ございます。金額にすると374万2,302円ということでございます。その次に、給与等差押えがございます。これは8件、282万1,440円ということになります。預貯金の差押え9件、101万1,966円ということでございます。

この部分につきましては、滞納整理機構という所がございまして、そこに厚岸町では40件、滞納者の方を対応していただいているということでございまして、今申し上げた数字の中には、滞納整理機構で行っている部分を含んだ数字でございます。町で行っているのは、主に最初に申し上げました所得税の還付金で、この部分が町の直接する執行の中では多い部類となっています。この部分は、どちらかというと本人に連絡を取りまして、了解をいただいた中で、手続き的には差押えとなりますけれど、了解をいただいた中で充當をさせていただいていると。そういうやり方で進めているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 還付金などがあるうちは良いですけど、給与等の差押えで、その後の生活とかそのことに影響があるとか、そういうことはないのか、その辺はどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 給与の差押えにつきましては、一定の基準がございます。差押え不可という、その人が一人で生活しているのか、何人世帯なのかということで、生活を脅かす差押えはしてはいけないとなっております。その基準を超えない範囲での差押えということで当然行っておりますので、差し押えることによって生活が脅かされる、最低の生活水準を下回ることにはならないことを、きちんと確認した上で行っているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 滞納額、いま課長が仰ったように、総体で見ると減っているのかもしれませんが、若干減ったかなと思ったけれども、その後に増えている部分もありますよね。町民税の法人のところでは増えていますし、固定資産税のところでも滞納分が前年度は減ったけれども、今年度は増えているという状況になっていますけれど、このあたりはどの様に押さえているのか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 25年度の決算においてはですね、現年の収納率が99.12%ということでございまして、これは町政史上ですね99%を超えたのは初でございます。なお且つ、去年まで2年連続ですね史上最高でしたが、3年連続という現年の収納率になったところでございます。一方ですね、滞納の分の収納額についてもですね、今までの中での収納額を上回る額ということで、3,100万円程ですね滞納分だけでも入っているところでございます。結果としてですね、大幅な未納額の圧縮になりましたが、仰られる法人税と固定資産税の部分ですね、これは基本的には現年を優先して納めていただきますが、滞納分もその人があった場合、どちらを優先するかということは本人にお任せするところではありますけれど、基本的にはこちらからお勧めするのは現年を優先してということになっています。ですから科目的には現年と滞納の中で増えた部分は若干あったとしても、現滞合わせての科目の中で増えた科目は一つもございません。全部ですね、前年よりも圧縮しているという数字にはなっております。

それと滞納者の数をここで申し上げさせていただきたいと思いますが、全体では去年の決算の時には838人、これは町内・町外を含めての数字ですが、これが25年度の決算においては、147人滞納者が減りました。合わせて691人という数字でございます。これも因みにですね、21年度の決算の時には1,233人おりました。これが22年度の決算では52人減、23年度の決算では172人減、24年度の決算では171人減ということで、この度は147人減ということで691人という数字でございます。

ですから、未納の状況にある方は毎年確実に減っていった状況になっているということでございまして、科目的に厳しい状況にあるというのもございますが、今ご質問があったのは法人のことをご質問されてますので、その部分についてお答えさせていただきますが、24年度の段階では12法人が未納でございました。25年度の段階では9法人になってございます。3法人が完納されてございます。状況としてはその後ですね、25年度において完納されているところが2件ございます。ですから、法人についてもですね、その後は分納されている方、それから残念ながら破産した会社もございまして、そういった所は今、弁護士を立てて精算に向かっているという会社もございまして、そのあたりは我々も法的な措置の中で交付要求等させていただいて、出来る限り納税のほうに向けていただけるよう、今折衝中でございます。ということで、法人についても未納の状況は改善の方向に向かっているという状況にあることを、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 分かりました。それで結果的に法人の場合は、経営の問題もありますから、そういうことも起こり得るのかなと思いますけれど、不納欠損ありますよね、不納欠損の状況は、これは減っているんでしょうか。ちょっと調べられなかったものですから、そのあたりを教えてください。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 25年度における不納欠損の状況でございます。前年度と比較いたしますと、件数で申しますと17件の減でございます。ただし、金額についてはですね、44万4,167円の増となっております。過去の例からするとですね、不納欠損の額は、過去は1,000万円を超える不納欠損をしていた例も過去にはございますけれども、最近では1,000万円を超えるという状況にはしていない。どちらかというと、きちんとした調査をした上で不納欠損すべきということでございまして、我々も慎重な対応は取らせていただいているという状況の中での結果でございます。

因みにですね、国保と重複する方もいるものですから、国保と合わせての人数を申し上げさせていただきますが、25年度では71名が不納欠損の対象でございます。前年度は93名でございましたので、22名の減という数字になっているところでございます。

（「いいです」の声）

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。他にございますか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

2項 固定資産税。

（なし）

●委員長（大野委員） 3項 軽自動車税。

10番 谷口委員。

●10番（谷口委員） 5万7,800円の不納欠損ですが、これはどういう内容ですか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 軽自動車の不納欠損でございますが、三区分に分かれます。まず一つが生活困窮という部分で、いわゆる処分停止をさせていただいている方々がいらっしゃいました。

処分停止というのは、時効が3年になります。通常は5年ですけど、3年で時効を迎

えるということになります。この件が4件、1万6,000円でございます。それから5年の時効ですね、こちらのほうがその中で優先されたものが3件、1万2,200円です。処分停止をされているが、その前に5年の時効が先に来た方ということになります。それから最後にですね、地方税法による5年の時効が来た方ということで、5件、2万9,600円という状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 軽自動車税は、今度はすごく高くなるそうですけれど、年度別の滞納を見ると24年度は70万円ありますよね。これに次年度も該当していきそうな対象者は、ここに相当まだ含まれていると考えていいんですか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） この中にですね、処分停止中の方もいらっしゃるかと思います。ただ、数字を見ていただきたいんですが、軽自動車の未納については22年度の決算の時には123万3,000円ございました。これが23年度では103万7,000円、24年度では70万円、25年度の決算においては56万3,000円ということで、これもですね圧縮されている状況にございます。

軽自動車というのは、2年に1回車検がございますので、車検の時に軽自動車税が未納になっていると車検を取得することができません。ですから、通常であれば3年を超える未納の状況にある方というのは、車検の取得がされていないと思われる前提の基にですね、色んな調査をさせていただいています。町外に転出された人もいるものですから中々難しいですが、それと廃車の手続きをきちんと取られないまま、もう乗っていないという方もいらっしゃるって、課税がそのまま残ってしまうという状況が判明してございます。このあたりは一つひとつ丁寧にその所有者を、転出された方も転出先に照会をかけて住所を突き止めて、直接お聞きしたり、今自動車がどうなっているかということもお聞きしながら、色々対応させていただいています。

それで、25年の決算の場で申し訳ございませんが、今年度になってから既に3台ですね、実は登録抹消を失念していたということが判明して、それは確認ができれば課税を取り消すこともできますので、そういった対応をしながら、調定自体を落とすということ、調定自体がやはり本人の届出がなかったものですから残ってしまったということもございます。そういった状況も見ながらですね、この滞納については整理に向けて努力しているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） そうすると、今の課長の説明で疑問に思ったんですが、廃車手続きと税の賦課というか、これの関係ですけど、廃車手続きをしたらそのまま何かできるような仕組みになっているのではなくて、あくまでも申請をしなければ税を止めることは、賦

課を止めることは出来ないという仕組みなんですか。そのへんを教えてください。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 基本的には廃車の手続きをきちんとされた場合、これは我々が加盟している軽自動車協会という所が、最終的には廃車の手続きをきちんと取っているかどうかということを確認する機関ですが、そちらからの情報が来ますので、それを基にして我々は課税をしないという措置を取ることが出来ます。これは公的な手続きの中で確認されるものです。

私が申し上げたのは、廃車の手続き自体を失念していたと、廃車の手続き自体をしていなかったということですね。そういった場合は、そのまま公的な記録で廃車になっていないものですから、我々にもデータが来ません、廃車になったというデータが。そういった場合は、3年を超えてまだ滞納が残っている場合等は、そういった手続きがされていない場合もあると類推されると思いますので、それを調査した結果、やはりそういった状況にあったということがあって、その手続きをお願いしたということで、今年度に入ってその手続きが3件、課税の取り消しになった事例があったということでございます。

転出した場合は、厚岸町には直接もう関係ない方になってしまうものですから、中々調査がスムーズにいかないところで、苦慮しているところでございます。

（「いいです」の声）

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 進みます。

4 項 たばこ税。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 5 項 特別土地保有税。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 6 項 都市計画税。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2 款 地方譲与税、1 項 地方揮発油譲与税。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 2 項 自動車重量譲与税。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 3 款・1 項 利子割交付金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 4 款・1 項 配当割交付金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 5 款・1 項 株式等譲渡所得割交付金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 6 款・1 項 地方消費税交付金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 7 款・1 項 ゴルフ場利用税交付金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 8 款・1 項 自動車取得税交付金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 9 款・1 項 国有提供施設等所在市町村交付金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 10 款・1 項 地方特例交付金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 11 款・1 項 地方交付税。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 12款・1項 交通安全対策特別交付金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 13款 分担金及び負担金、2項 負担金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 14款 使用料及び手数料、1項 使用料。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 2項 手数料。

12番、室崎委員。

- 12番（室崎委員） 額が小さいので大した問題ではないのですが、お聞きしますが、ここで不納欠損が出てくるんですね。次のページの23ページの2目、衛生手数料、環境政策手数料ですか2節、そこに出てきますが、これの徴収の仕組みと、おそらく1万80円ということは消費税込みなのかな、よく分からないのですが、この内容を簡単に、それからシステムとの関係を教えてください。

- 委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（尾張課長） ただ今のご質問ですが、不納欠損1万80円の内容でございます。これにつきましては「ごみ処理手数料」でございまして、平成19年に月額840円のごみ処理手数料、これが1年間4月から3月までの合計1万80円が、今回の不納欠損で処分させていただいた内容でございます。

これにつきましては、平成20年に本人が失踪されまして、以降、居所不明により長く連絡が取れない状況にあった。それで25年2月の段階で釧路市へ転出届けを提出するという事で、親族の方が来庁した中で本人の出頭を求めたところでございますけれども、本人が疾病等で出頭困難と、町への来庁が困難ということなど、折衝が出来ない状況が続きまして、地方自治法236条に基づきます5年間の時効が完成したという内容でございます。

- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

- 12番（室崎委員） よく分かりました。ごみ処理手数料というのは、確か、人が各戸を歩いて徴収、支払っていただくと、振り込みによる場合もあるんでしょうけれど、ということを行っていると思うんですね。それで徴収率は相当に高いと思いますが、現在、25年

度でどの程度の徴収率になっているのでしょうか。不納欠損はともかくとして、未収というのはそんなにないと思いますが。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 収納率でございますが、平成25年度の現年度分につきましては、99.75%でございます。さらに滞納分につきましても、59%ということで、合わせましても、99.59%の収納をいただいている状況でございます。

（「結構です」の声）

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 23ページ、3項 証紙収入。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 15款 国庫支出金、1項 国庫負担金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2項 国庫補助金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3項 委託金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 16款 道支出金、1項 道負担金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2項 道補助金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3項 委託金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 17款 財産収入、1項 財産運用収入。
10番、谷口委員。

- 10番（谷口委員） 1目の財産貸付収入の60万の不納欠損、ちょっと教えてください。
それから収入未済額についても、説明していただけますか。

- 委員長（佐藤委員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） 60万円の不納欠損とした内容でございますけれども、上尾幌にございます「きのこ住宅」の使用料という内容でございますして、本人の長い間の病氣療養と本州への出稼ぎという中で、生活困窮をしていた状況で、中々納入できない状況が続いたところでございます。具体的な納められなかった年度分については、18年度と19年度が滞っていた内容で、これが地方自治法に基づいた5年間の時効を迎えた、そういったことで不納欠損となったところでございます。

それから、貸地料につきましては、3万1,478円。これは平成23年度分の1件でございます。この土地については、引き続き借り主の方から、また借りたい、使用したいということで、継続して使用していただいておりますが、その後は、現年度分はきちんと納入いただいておりますが、なにぶん生活困窮で、今のところ滞納分には手が回らないということで、残念ながら残っている状況でございます。

- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 10番（谷口委員） そうすると「きのこ住宅」のは、今まで結果的に、分納なども含めて出来なかったということで、こういう事態になってしまったというんですか。

それから3万1,000円のほうですが、これも結果的には以前の貸地料ですよ。このあたりの現年度は納めていただいていると、今説明されましたけれどね、そのへんのやり繰りというか、きちんとしていかないと、また同じように不納欠損の時期を迎えてしまうということでは、困るのではないのかなと思いますが、そのへんはどのようにやっているのでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） まず60万円の不納欠損ですけれども、この方は平成15年度の5月に入居を開始されまして、滞納が発生したのが平成19年度分からとなつてございます。この間は生計を・・・

失礼しました、平成18年の7月から20年の3月までで60万円となります。この間だけです、残念ながら納入に至らなかったという状況で、過去については全て入っている状況

でありました。

それから、貸地料の関係ですけれども、例年納付書を発行して一括払いという対応でしたが、少しずつでも納入いただける分を納入いただくような形で、今後さらに納入をお願いしていきたいと考えます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 60万の方の住宅のほうですが、これは一切分納とか、そういうことに応じていただくことが不可能で、このようになってしまったのか、1円も納めることが不可能な状況が期限を迎えるまで続いてしまったのか、そのあたりはどのように取り組んできたのか、説明を願いたいと思います。

それから、貸地料については、結果的に期限を迎える訳ですよね。経営とかに非常に支障を来してしまうということであれば、そのあたりには配慮をしなければならないと思いますが、そのあたりの取り組みも含めて、もう少し具体的に説明していただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 先程の60万円の件、不納欠損処分理由ということで、私達が捉えておりますのは、この方は平成20年に実は失踪されております。その前までは病氣療養、この間で平成18年から平成20年の滞納が生じていますが、そういった滞納が引き続いた後にですね、本人が失踪されまして居所不明という形になっております。そういった状況で、折衝が出来ない状況が続いたということでございます。それで本人の居所の調査を行っていましたが、その間に平成25年度に釧路市に転出届けを出したということで、分かりました。そのようなことから、改めて本人に出頭を求めても、本人は疾病で出頭が困難だということが代理人を通じて来たわけでございます。そのようなことで、折衝が出来ない状態が続いたということでもあります。

この方、破産手続きを開始されまして、それが決定されまして、弁護士さんのほうからも時効による援用通知書が提出されたということで、結果的にはそういう長い間、病氣療養、失踪等で折衝困難であったということでございます。

それから、もう一方の貸地料の3万1,478円でありますけれども、この方は昆布漁を経営されている方でございます。生計困難だという話は聞いておりますけれども、なんとか現年分は納めていただいている、それから、引き続き利用したいということでもあります。そのような中で、平成23年度分、3年前の分でございますけれども、その間に一生懸命働いていただいているわけでございますけれども、これまで1,000円とか2,000円という分納の話は、申し訳ありませんがしていなかったようであります。今日から折衝の折には、分納誓約を取り交わしていただくように、お願いをして参りたいと思います。

（「いいです」の声）

●委員長（佐藤委員） よろしいですか、他にございませんか。
9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） 17款・2項・2目 生産物売払収入・・・

●委員長（佐藤委員） 一つ前です。

●9番（南谷委員） 失礼しました。

●委員長（佐藤委員） 他に1項ありますか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。
2項 財産売払収入。
9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） 大変失礼しました。17款2項1目の不動産売払収入、ここですね、石材売払代と立木売払代。

はじめにですね、立木売払代819万円について、お伺いをさせていただきます。だいたい例年ですね600万円程、売り上げ実績がありますが、平成25年度は200万円程伸びていると。これは製材が、売り上げが伸びていると認識させていただきました。もう少しこの内容について詳しく説明いただきたい。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ただ今、ご質問者が仰っていただいたとおり、立木の売払い関係につきましては、間伐工事等を毎年4,000万円前後の予算の中で、間伐工事または更新伐工事を行わせていただいている状況でございます。

昨年におきましては、6件の間伐工事等を実施しておりまして、その中で819万円の立木売払代が出てきた内容でございます。それぞれ山によっては、やはりパルプ材が多いと、製材用というのが中々出ない状況にありましたけれども、昨年につきましては間伐工事、特に保安林関係の中で間伐工事を実施したところ、製材用になりますカラ松材が昨年につきましては、丁度伐期を迎えている状況のものがあったということで、例年より200万円弱多い収入結果になったという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） そうすると今の説明ですと、今年度は多かったよと。26年度、将来的には私は厚岸の産業、やはり林産業というものは、将来に向けてしっかり取り組んでいか

なければならないと思いますが、その辺の見通しは25年度だけの数字なのか、今後はどうしていくのか、この辺についても。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 3カ年計画の中で各間伐工事等を予定させていただきまして、各地区毎に職員等が山に入りまして、状況を確認しているところでございますが、やはり全ての山を回り切ることが出来ないものですから、中々見通し部分でですね、来年度は幾ら出るという形は中々難しい状況にはございますが、やはり間伐工事につきましては、木を生育させるために必要な事業でございますので、間伐をすることによって将来的な材がですね、伐期になりまして大きな売り上げに繋がると、山づくりをしていく部分での事業なものですから、中々見通し部分で、間伐工事の中で売払い代が幾らになるかという推計は、中々困難な状況にございますけれども、出来るだけ町の収入に繋がるような中では検討していきたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） やはりね、折角植樹をしても、きちんと管理していかなければ、将来にも育成したものが高価な物にならないわけでございますから、制度資金の導入なり、しっかり今後に向けて取り組むような方法を考えていただきたいと思います。

次にですね、石材売払代について伺いさせていただきます。実績が326万8,000円、こういう計上でございますが、決算の資料を見させていただきました。この資料の6ページですか、ここに売払代が予算額に対する、財産収入の予算額に対する増減、予算よりも79万8,000円伸びたということですが、この関係で昨年度、24年度の資料にはマイナス85万4,993円となっております。これは確か、昨年度は半期分を26年度の会計に振り替わったと、ということで説明があったと思いますよ。ですから、平成24年度分はおそらく80万円位のものが平成25年度に加わって、今回、売払代金が326万8,281円という実績になったのかなという認識をさせていただいたのですが、まずこの辺の確認をさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 石材売払代についてでございます。昨年の平成24年度決算において、ご指摘いただいた件に、この石材売払代の未収額の内容がございました。その内容は、平成24年度分上期・下期というように納入いただいておりますが、その下期について調定及び納入がされなかったということで、金額については平成24年分の後期分81万7,739円あります。なお、25年度分の現年度分としては245万542円で、合計326万8,281円ということでございます。内容については、委員が仰るとおりの内容となっております。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

● 9 番（南谷委員） そうしますと、私なりに調べさせていただいたのですが、実際の売払い代金、実績というものは平成23年度は160万円位、平成24年度は120万円、今言われました平成25年度の実績は240万円位なのかなという試算をしたんです。そうしますと、平成25年度は伸びているんですね。以前に僕がこのへんで聞いた時には、平成25年度については、3.11の関係もあって売上げが伸びているんだという説明があったと思います。ですから、25年度の実績については、例年よりも売払代の実績が伸びたという認識をしているんですが、もう少し本年度の実態、伸びた要因というものを伺いをさせていただきます。

● 委員長（佐藤委員） 建設課長。

● 建設課長（松見課長） ただ今、24年度の分がありました。それで今回、25年度に収入してしまっていますが、24年度分の合計の金額では125万5,746円になります。25年度決算では245万542円ということで、約120万円程増額になっております。石の数量で換算いたしますと、24年度と25年度の対比については、24年度に対して25年度は78.0%増となっております。この内容については、東日本大震災の復興事業に充てているということで、事業者の方からお聞きしている内容でございました。

なお、今年度、平成26年度の前期6ヶ月分を集計いたしますと、25年度よりもさらに8.75%、現在増となっております。これは先程の東日本大震災への石の搬入があります。これがまだ続いているということでございますけれども、後期については、まだその状況は私たちも把握してございません。今現在では、昨年と同様に石の需要があると考えてございます。

● 委員長（佐藤委員） 9 番、南谷委員。

● 9 番（南谷委員） 石材売払代については分かりましたが、委員長、2 節にいてもよろしいでしょうか。

● 委員長（佐藤委員） いいですよ。

● 9 番（南谷委員） しいたけ売払代、この関係について6,100万円という実績でございますが、もう少し25年度の実績というものが、件数、売上代金についてですね、詳しく説明を受けたいんですよ。販売実績というんですか、それから菌床センターの実績、これらについての実態を下桁までは良いですから、どういう動きをしているのか、この3カ年の推移の中で25年度の数字をどう捉えているのか、伺いをさせていただきます。

● 委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

● 産業振興課長（阿部課長） しいたけ菌床売払代ということで、6,185万7,545円という売払い金額でございますけれども、この金額につきましては、菌床数で申し上げますと、47

万8,960玉を出荷いたしましたので代金ということでございます。この分につきましては、町内の生産者に対しまして45万6,210玉、それから町外のほうに2万2,750玉の出荷をしております。それで町内の生産者につきましては、12軒の生産者に対して出荷をしているということでございます。

この数字を平成24年度と比較しますと、平成24年度に地元生産者に対しましては38万4,110玉を出荷しております。25年は45万6,210玉ということで、25年は地元の生産者に対しては伸びているということでございます。それから地元以外につきましては、24年度の数字は17万2,213玉でございまして、平成25年度は2万2,750玉ということで、15万玉減ったという状況でございます。

これは、中標津町の建設業者のほうに販売をしていたものが、自己で生産をするようになったということで無くなった、ということで減ったという状況でございます。ということで、販売数は24年は合計で55万6,323玉でございましたので、25年が47万8,960玉ということで減ってはおりますけれども、これの要因は建設業者さんが自己で生産するようになったということで、ただ、地元生産者に対しての出荷は伸びておりますで、その部分では何とか現状維持しているのかなと、さらに頑張っているのかなと考えております。

今年度の状況でございますけれども、1社新しく参入をした業者がございまして、それに対する出荷が増えてきております。これについては、最終的に今年度の補正で増やす手続きを取っていきたいと考えております。

それからもう1軒ですね、上尾幌で新たにやりたいと方の話が今ございまして、地元生産者の所で、今研修をしているというような状況がございまして、今後少し伸びていくのではないかと考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） 確認しますが、今、1軒参入と言われましたが、それは町内業者さんという認識でよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 厚岸町で会社を創った業者さんでございます。実際の生産場所は、弟子屈町で生産をするという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） 個人的なことではないんで。そうしますと、12軒が13軒になっていく、さらには26年度においては生産量が増えていくと。ただ、今の説明を伺ったんですけれども、かつては今聞いた、平成25年度は12軒だったけれども、軒数は減ってきているなど。それで26年度以降、また2軒位増える可能性があると考えているが、生産数量のほうは軒数は減ってきているけれども従来と余り変わらないような、個々の経営数が伸びていると

理解をさせていただきました。如何でしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 生産者の方からの注文で生産をしているということで、それぞれの生産者の事情で、やはりその年によって増えたり減ったりというような状況はございます。そのような中で、今の生産者の方が居る限りは、今の現状は維持して、注文数は同程度の注文数が出てくる、若干の増減はありますけれども、あるというように考えております。それに、さらに新しく入る方の分が増えていくと、少し増えていくと考えているところでございます。

（「いいです」の声）

●委員長（佐藤委員） よろしいですか、他にございませんか。

8番、竹田委員。

●8番（竹田委員） 生産物売払収入の部分で、しいたけの菌床売払代、平成24年度では7,619万8,000円と認識していました。予算では6,754万5,000円で、決算では6,187万円になるかと思いますが、ざっくばらんに、厚岸町しいたけ菌床センターで採算ベースがとれるようになるのとすると、あとどれくらいの金額がベース金額となってくるのか、そのへんを教えていただけますか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 菌床センターの25年度の収支ということですが、収入につきましては全体で、投資的経費で一部修繕した部分が、修繕したと言うかミキサーを入れた分がありますので、それを除かせていただいて申し上げますと、6,464万2,000円というのが収入でございます。それで歳出のほうになりますと、合計で8,661万3,000円ということで、差し引き2,262万2,000円が赤字の状況になっております。

その中で人件費が1,867万4,000円、これが職員2人分の人件費でございまして、この分がどうしても、臨時職員の分については別な形で入っておりますけれども、町の職員2人分がそういう金額になりまして、その分がどうしても赤の、収支不足に相当していくのかなと考えております。

それで、菌床の製造数ですけれども、菌床の製造もですね、今年は大分伸びると予想をしておりますけれども、それも最終的に限界がございまして、どこまでも生産出来るということにはなりませんので、そここのところを考えますと、最終的に人件費の1,800万円分も含めて収支を取るというのは、中々厳しいのかなと考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

● 8 番（竹田委員） どの施設も人件費という問題で、かなり苦勞されているように思っていますが、今後そういう理由であれば人件費等についてもですね、町の職員からセンターのほうに行っているわけですよ、そういった部分の今後の見直し等ですね、人件費をかけないようにしていく見直しというのは、当然考えていかなければならないと思うんですね。人件費をかければかけるほど能力が上がっていくということは、これは比例する話ではないと思うんですよ。

ですから、人件費をかけるということ自体がですね、能力のあるイコール人件費が高いということもあり得ないといった考えの中で、今後人件費の部分についてはどうして行かなければならないのか、当然考えなければならぬ分野なんですけれども、それは今現在どのような形で考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

● 委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

● 産業振興課長（阿部課長） 今年、生産者が増える予定と申し上げましたけれども、それがですね、かなり窮屈な注文が今回多くなった部分で、窮屈な状況になってきております。注文があればその分、今の勤務日と勤務時間の関係の中で処理をする部分では、中々調整がかなり窮屈になってきている状況があって、その中で何とか最大限生産できるところを今、色々協議をしながら進めております。

その中で、生産数が伸びる部分と経費を節減出来る部分、これも委員のほうから色々ご提言もいただいております部分もありますので、検討をさせていただいておりますけれども、そのような中で何とか収支を、赤になる部分を圧縮出来ないかということの検討は、今も続けているところでございます。

● 委員長（佐藤委員） 8 番、竹田委員。

● 8 番（竹田委員） もうそろそろセンターの方に行っている、センター長と言うんですか、工場長と言うんですか、個人のことなので余り言えませんが、定年される時期に来ている方もおられるかと思いますが、こういった人件費、2 名で1,867万円、約 1 人頭930 万という計算になりますよね。これらについては定年後は嘱託で扱って、人件費を下げるとかという対処というのは、今までずっとしてこなかったですよ。今後そういう見直しというのは、どのように考えているんですか。

● 委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

● 産業振興課長（阿部課長） 今まで町のほうから所長ともう 1 人の職員が行って、2 人の体制ということで継続しておりますので、現在のところ、その後のことについては検討をしていない状況でございます。

● 委員長（佐藤委員） 8 番、竹田委員。

● 8 番（竹田委員） 以前にも私のほうから、きのこ生産者のほうからこういう声があったということでお話しした件ですが、職員担当者が来ていただけるのは良いんだけど、大体2年位でいつもコロコロコロ替わってしまって、職員自体が来た時には勉強するような形で来られて、1年かけてようやく覚えて、もう1年か2年経つと居なくなってしまう、というサイクルの職員しか来ていなかったということで、色んなセンターでの生産者の苦情、センターでの出来る出来ない部分の色々な不安な要素、それから生産に当たっての機械関係・設備関係等々、職員が替わるときに色々な伝達や支援の話はありますが、実際に職場で働いていないとですね、完全に把握出来ない。把握するところまで行くのに、やや1年かかってしまうということは、その部分ロスが出てくる。それで結局はその生産にロスが出来たり、生産者に対してのサービス向上が出来なくなるという部分は、これは当然あり得ると思っています。それらの分についても答えてもらいたいんですが、それプラスですね、人件費を下げるということ自体に努力をしていくことが、当然生産者に対しても、赤字を押さえるということに対しても、それは当然やっていかなければならないことだと思いますが、是非その部分については考えていただきたいと思いますが、如何でしょうか。

● 委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

● 産業振興課長（阿部課長） 町の職員につきましては、人事異動で交替をするという形できておりますけれども、所長と職員等と一緒に交替という状況はございません。それぞれの時期がずれる中で今までも交替をしてきておりまして、経験的に色々なお話しを、次の人間に引き継ぎというものも、基本的にはそういった中でしてきておりますので、どうしてもずっと居る人からみると経験的なことですか、色々な話の積み重ねというのは少なくなる部分もあるとは思いますが、基本的には一緒に交替はしないという中で、引継ぎもきちんとしてもらうという状況。

それから産業振興課、私どものほうも関わる部分も一緒に関わっている部分もございますので、そういった中で出来るだけ生産者の方から、苦情などの部分は私のほうも含めて聞かさせていただいておりますので、それを出来るだけ共有して、生産者の方に迷惑をかけることのないように努めているところでございますので、それについては今後も継続していきたいと思います。

それと、収支の赤字部分の圧縮をするという部分につきましては、ずっと抱えている課題ということでございますので、それについては出来るだけ圧縮をする方向で今も検討しておりますし、新年度に向けて更に検討をしていきたいと考えております。

● 委員長（佐藤委員） 8 番、竹田委員。

● 8 番（竹田委員） 引継ぎがきちんとしているから良いんだと聞こえてしまうんですね。それであれば、生産者から文句は出てこないと思うんですよ。生産というのは人が物を作る、人が物を作るということは、人と人の会話、人と人との連携、人と人との理解がなければ前に進まないというのは当然なんですよ、これが生産なんですよね。ということから

考えると、人がコロコロ替っていくということ自体は問題ないんだと聞こえるけれども、それは全く違うんじゃないですか。でなければ、生産者から文句は来ないんですよ。

人が替れば生産者は替らなくても、担当者が替れば担当者の気持ちを知るまで、話すことも話せない、言いたいことも言えない、言いたいことも我慢する、そういった原因は出来てきますよね、という話なんです。だから生産者にとってみると、最低5年は続けて欲しいと要望されているんですよ。そういうことを考えると、引継ぎしているから大丈夫だなんていう、そういう生易しいものではないと思いますが、如何でしょうか。

●委員長（佐藤委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 確かに、同じ人間が居るのは当然変わってくるということは、その通りだと思います。ただ、私どもは組織の中での人事異動という中で対応をしなければならぬことですので、これについては、出来るだけ生産者の方に迷惑をかけないように、現場に居る職員ばかりではなくて、私どものほうも、出来るだけ中に入っていくようにしなければならぬと思いますし、そういった形で出来るだけ対応していきたいと思います。

（「いいです」の声）

●委員長（佐藤委員） よろしいですか、他にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

18款・1項 寄附金。

10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 厚岸町はふるさと創生・・・、「ふるさと寄附金」、これの取り組みはどのようなことやっているんですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 厚岸町における「ふるさと寄附金」の取り組みということですが、ホームページでの紹介でございます。今、全国的に各市町村が積極的に取り組まれている寄附金を、寄附をされた方に対する何らかの町からの贈り物だとかということの取り組みは行っていないという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 厚岸町に「ふるさと納税」、これは過去に何件かあったんですか、な

かったんですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 一般寄附金の内容ですけれども、一般寄附金全体の件数は13件です。この内、「ふるさと寄附金」は12件。この147万円の内、146万5,000円が「ふるさと寄附金」に当たるものになっております。

（「いいです」の声）

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

8番、竹田委員。

●8番（竹田委員） 以前にも「ふるさと寄附金」の部分について、もっともっと活用していこうということの意味で、質問させてもらった経緯があります。

この前もテレビを見ていたら、「ふるさと納税」をするように各自治体がそれぞれ検討されているということで、色んなアイデアがありました。今、課長が言った、例えばふる里とか地元のですね、農産物や海産物を「ふるさと納税」に充てていただければ、そういった海産物を送ったり、農産物や畜産物を送って、地元の食材のアピールを含めてやっているという、ただ単に「ふるさと納税」をしてくれれば、これを差上げますというような意味合いばかりではなくて、地元の商品をアピールするという意味からも、そういった取り組みがされているというのが、どんどんどんどん増えているという報道がありました。

「ふるさと納税」が始まったのが何時^{いつ}なのか私も認識はないんですが、その時点から比べると、かなりの自治体がそういう傾向に走っているのは事実ではないかと思いますが、それらを含めて前の答弁ではですね、厚岸町では私が言った「ふるさと納税」がし易くするために、何らかの方法を考えては如何かという質問をした時には、厚岸町としては、そういう取り組みをしないという答弁でした。ところが、それから約1年たってですね、各自治体でどんどんどんどん、そういう方向性で「ふるさと納税」をし易くしているというのが現状です。といったことを踏まえて、厚岸町もこれからどの様に取り組んでいったら良いのかということは、検討されていくべくきだと思いますが、如何でしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 先の議会において、委員から質問を受けたことは記憶にございます。

これは北海道新聞の報道でもあったかと思いますが、管内の「ふるさと寄附金」の状況ということが報道されておりました。また、積極的に取り組まれている自治体もあることは、全国的に広まりをみせているということも認識をしております。今、政府がですね、この「ふるさと寄附金」の広がりを見て、政策的に進めようという動きもあるやに

聞いています。

ただ、積極的に取り組まれている自治体においてですね、本来の意味の「ふるさと」に対する寄附ということが、若干薄れてきているのも事実かなと。要は、逆に贈り物を貰うために、その町村に寄附をしているという、当初の目的が若干薄れてきているという認識も私どもはしております。

ただ、今、政府において進められようとしているようでございますけれども、この国の動きも見ながらですね、厚岸町としては今後「ふるさと寄附金」の取り組みについてですね、検討して参りたいと思っております。

管内的にはですね、金額並びに件数共にですね、今、管内で積極的に取り組まれている所は特にないと確認をしておりますけれども、金額的には管内的に多いかなと思っております。今後、「ふるさと寄附金」という当初の目的が薄れない中で、どのような取り組みをしていくべきかということ踏まえて、検討をして参りたいと考えます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●8番（竹田委員） あまり言いたくありませんが、全国的に九州が盛んだということで、くまモンで有名な地域が、くまモンのグッズを差し上げるという形で取り組んでいると。その行為というのは、課長から言わせると、本来の考え方からずれているんだという指摘ですよね。そういうことなのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 要は、厚岸町をふる里としている人方、今、厚岸町に「ふるさと寄附金」を下さっている方々については、少なくとも厚岸町がふる里である人達が、厚岸町を思って寄附をしていただいているところでございます。

そういった意味でですね、色んな贈り物を派手にすることによってですね、本当の意味でふる里を思う寄附という部分が薄れているのではないかと、ということで申し上げたところでありまして、いずれにしても今後、厚岸町でもくまモンでありますけれども、ゆるキャラが来年度決定をいたしますので、済みませんご当地キャラ、ご当地キャラが来年度決定をいたします。それに伴って色々と事業が展開されると思われまますので、そういった物も含めてですね、「ふるさと寄附金」の取り組みについて検討していきたいということでございます。

●委員長（佐藤委員） 8番、竹田委員。

●8番（竹田委員） 生まれ育った町をふる里と考えることと、もう一つは厚岸町に是非また来て欲しい、間違っ住んで欲しいという願いからの、厚岸町を気に入った心で感じる第2のふる里という認識もでございます。テレビの報道ではそういう形でですね、第2のふる里をととても大事にしようという思いで、厚岸町に来て良かった、この町に住んで欲しいと思った人がいる、その人達がそういった気持ちでですね、納税をしていただけるような

形になると、すばらしい町の宣伝効果にもなるだろうし、厚岸町にとってもすばらしい方向性になっていくのではないかなと思うんですね。そういった意味を含めてですね、どんどん考えていって欲しいと思いますけれども、どうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 委員も様々な取り組みをされております。厚岸町の振興ということと考えますと、積極的な取り組みも必要かと思います。ただ、進める上ではですね、厚岸町だけではなくですね、商工会ですとか漁業協同組合、太田農業協同組合、各機関・団体との協議も必要になってまいりますので、行う上ではこのへんの機関・団体とも協議をしながら検討していきたいと思います。

（「分かりました」の声）

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。
12番、室崎委員。

●12番（室崎委員） 今、言う気はなかったのですが、話を聞いていて、ちょっと何か論点がぼやけているような気がするのですが、この際きちんと町の考えを聞いておいたほうが良いと思いますので、改めて尻馬に乗るような質問をさせて貰いますが、「ふるさと寄附金」かな、そういう言い方になるんですか、最初は「ふるさと納税」という格好でしたが、途中から完全に一般寄附になりましたよね。

それですね、他の所でどういうことをやっていることについての評価を一々する必要はないのだけれども、今の町側の答弁で本来の目的を逸脱している、そういうようなものも見られるという言い方をしていますが、町が考えている「ふるさと寄附金」というものの本来の目的というものは、どういうものだと押さえていますか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 町としての捉え方としては、当初「ふるさと納税」として始まった当初の目的、ふる里を思い、ふる里の振興のために納税・寄附を行うというものがふるさと納税であろうと町として考えております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●12番（室崎委員） ふる里を思い、ふる里の云々と。ふる里の定義を考えているわけですか。ふる里とはこういうものだと。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 町としては、当初の目的はそのようなものだと考えております。
ふる里は生まれ育った所ですとか、そういう意味で捉えているところであります。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●12番（室崎委員） ふる里というのは、厚岸をふる里として、そういう寄附金をして下さる方が、それぞれにこの町を、厚岸町を我がふる里だと考えて下されば良いんじゃないですか。こちらでそれを限定していく必要はないでしょう。それよりも大事なものは、わざわざ厚岸町に「ふるさと寄附金」として寄附をして下さる方と、厚岸町がどういうふうに結び付いていくかということだと思ふんですよ。それで海産物だとか農産物だとかをボンボン送るつければ、それで繋がりが付くのかどうかということになれば、それは色んな評価があるでしょう。

ただね、先程からお聞きしていると、寄附をした方や、そういうのにどういう対応をしているといったときに、ホームページで紹介していますという話以外に出ていなかったけれども、そうなんですか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 寄附をされた方につきましては、一人ひとりに対して礼状を發しているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●12番（室崎委員） 礼状は当然としてね、例えば「広報あつけし」とか「議会だより」とか厚岸の状況が分かるものをお送りするとか、毎月ね、或いは町のお便りでも何でも良いんだけど、そういうようなものをするとか、厚岸町にそういう寄附をすることによって、厚岸の色んなことが自分の所で分かった。

そうすると、例えば、ふる里といっても、私も例えば東京とか九州とかに居る方で、厚岸には自分は縁があるんだという人を聞いてますよ。そうすると、本人は厚岸には全く行ったこともないし、それなんだけれども、自分の親戚が昔厚岸に居たという人も居ますよ。それで、厚岸というのは自分の心のふる里だと思っている人も居ますよ。それで良いわけでしょう。こちらで、ふる里というのは、戸籍謄本で見ると本籍があるとか、何代までに限るとか、そんな定義なんかする必要は全くないわけですよ。その人達がわざわざ厚岸に、十何人の方が手間をかけて寄附をしてきているわけですね。そうしたら、その時にその思いに報いるというか、厚岸町としての答礼は何が一番適切かということが、きちんと考えていってれば、今のような質問に対してですね、積極的にどうかと思うとか抽象的な話ではなくて、厚岸町はこういう形で報いているんだということが言えるんだと思うんです。そういう意味での心のこもった答礼というかな、そういうことについての検討が、あまりにもお座なりだということではないんですか。

それともう一つ、やはりそういう厚岸応援団を作るということですよ。少しでも多くの

人に厚岸町に結びつきを持って貰うということです。それはソロバン勘定から言えば、最終的には人的交流と称する、観光振興とかそういうものに繋がっていくかもしれない。でも、その前の問題です、こんなものはね。それで、その時にやはり一人でも、そういう思いを持って下さるような可能性のある方には、町から働きかけていきたいと思うのは人情でしょう。

東京厚岸会とか札幌厚岸会というように、大都会に厚岸に縁のある方が出て、なお且つ厚岸との精神的結び付きを持っていて、そのような会を作ってやっているわけでしょう。そういう人達の所に厚岸町としては、こういうことをお願いしたいと、見返りとしてという意味では決してないけれども、そういう繋がりを取って下されば、厚岸町としてはこちらのニュースとかそういう物をお送りしますと、最低限ですよ。別にそれだけにすれと言っている意味でもないですよ、そういうことをやったらどうですか。そして、自分は今は厚岸を離れているけれども、厚岸というのは自分にとって大事な町なんだよ、良い町なんだよと、他の人に言って下さるような人達を作っていく良い切っ掛けでしょう。

ホームページで宣伝するのも大事だ、或いは色んな形で広告を出すのも大事だ、何とかキャラを作るのも良いでしょう。しかし、だからといって、こういうものを活用しない手はないだろう。それから国が今何をやるか、そんなことは良いんですよ、やれば良いんですよ。だけど、その前に厚岸町としてはこの制度を使って、自分達の思いをどのように、自分達の町を重要に思っている人のところに訴えかけていくかということが大事だと思うんです。如何ですか。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきたいと存じます。

通称「ふるさと納税」と言われていたわけですが、今、室崎委員から縷々お話しがございました。その通りなんです。まずはふる里、生まれ育った町。しかし都合に離れたという方もおります。それから、厚岸に生まれ育たなくても、厚岸町をふる里として、是非厚岸町の発展のために寄附をいたしたい。そしてまた、反面、応援団として今後も希いながら他所で、厚岸以外で応援をしていくということでございまして、今ご指摘がございました。広報だけではなく、色々な場面でもっとPRすべきではないかと、やっています。しかし、今は東京厚岸会、札幌厚岸会等々の中でも色々とお話しを私自体もさせていただいておりますし、それと厚岸町における各イベントが開催されます。その機会にもです、挨拶の中でお話しをさせていただいておるところでございまして。ですから、そういう方法で色々な方法があるかと思えます。

ただ、他の地区のようによいんですね、見返りと言いましょか、確かに竹田委員からお話しがありましたが、色々な効果をあげている所もあるようであります。挙げ句の果てにですね、その部署を別に設けてですね、やっているという所も自治体としてはあるようであります。然らば、どれ位の効果が出ているのかと言えばですね、作業をやったり荷物を送ったり、これは新聞報道であります、結果的には3割位しか効果がないというような報道もなされておるわけでございまして、私としては先般の竹田委員のこの問題に対しての答弁としては、やはり厚岸町を心から応援し、そしてまた厚岸町の将来を考え、発

展・進展のために頑張ってもらいたいという気持ちの寄附をいただきたい、というお話をさせていただいたところでした。

私といたしましては、今後とも地方自治体の財政は特に厳しい中で、この「ふるさと寄附金」をどのようにお願いするかという方法につきましても、これから更に考えていかなければならないだろうと。そして、多くの方々からご支援・ご協力をいただくべきことであらうと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●12番（室崎委員） 今の町長の答弁で仰っていることは分かるんですが、ちょっと8番竹田議員に名誉のためにも誤解のないように、私からも注釈という形で言っておきますが、竹田議員は見返りとして物をどんどん送りなさい、ということを提言したわけでは決してないわけですよね。ですから、そういう所と一緒にされるように町長の答弁を受け取る人が居たら、これは町長も本意ではないと思いますので、そのことははっきり申し上げておきます。これは町長の答弁に対する補足ですから。

それで、要は厚岸町を重要な、自分にとって大事な町だと思う人を一人でも多く作っていくことだと思う。そのために、或る町では物を送るという形でやっているんでしょう。それがどうであろうと、そんなことは、人の町のことなんだから、ここでとやかく言う必要は全くない。ただ、厚岸町としては、そういう人達を増やしていかなければならないと思う。そして、そういう人達が厚岸町に「ふるさと寄附金」をしたことで、満足できるような対応をしていかなければならないと。そのために、それを増やしていかなければならないと思うんだけど、大変失礼だが、町長はそういうことはやっているんだと仰るけれども、現在たった12人なんです。これではね、それが議会で取り上げられてもう1年経っているんだけど、その程度の人なんです。これではね、やはりやっている内には入らないでしょう。やはり、それをどんどん増やしていくような方策と、そしてそれに対する暖かい心の対応ですね、それがどういう形になって現れるかは色々なやり方があると思われるけれども、それを胸を張って言えるような、そういう町としての方策をやっていただきたいと、そのようにお願いするわけですよ。よろしくお願いします。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私の先程の答弁はですね、今さらに質問がありましたけれども、そういう気持ちを申し上げたつもりでおるんですが、理解できないことについては、私の答弁が足りなかったと言うかもしれませんけれど、そういう気持ちでございますので、この点はお理解を賜りたいと思っております。

（「結構です」の声）

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） なければ進みます。

19款 繰入金、1項 基金繰入金。

9番、南谷委員。

- 9番（南谷委員） 19款1項1目、財政調整基金繰入金、ここには計上が2億5,000万円、それから、その下の2目の減債基金繰入金1億円という数字が計上されていますが、後の318ページの表の中に前年度末残高、財政調整基金の残高が記載されております。5億5,700万で平成25年度末に20万プラスの5億5,700万、更にはその下、減債基金の関係も平成25年度末で前年度対比10万プラスの6億1,800万という数字に至っている。この基金の残高なんですけど、財政基金それから減債基金、基金の中でもこの部分が非常に大きいわけですから、それぞれ大差はないんですよ、24年・25年と。

私なりに、大変厳しい財政状況の中で、同じだけ積んだというように理解はさせていただきましたが、税財政当局として25年度、前年度と同じ数字ですから、10万・20万の差異はあるんですけども、結果このような、予算をそれぞれ承認してきている私たちではありますけれど、結果として税財政当局として基金の残高の在り方というのとも考えて、どのように25年度が終わって捉えているのか、細かい話はよろしいですから、今後どうあるべきかも含めて伺いをさせていただきます。簡潔にお願いします。

- 委員長（佐藤委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） 25年度予算、当初予算の段階で3億9,830万円、積立基金5種類の基金から取り崩す予算案をご承認いただきました。その時に、この取り崩した基金は、予算の執行、最後の決算に向けては、積み戻すという努力をさせていただきたいということを申し上げさせていただいてございます。

結果としてですね、積立基金7種類ございますが、この合計額でみますと9,347万9,000円ですね多く積み戻すことが出来たと、いわゆる基金を増やすことが出来たという結果でございます。将来に向けての安定的な財源を、ここで確保することが出来たと思っているところでございます。これ以外にも備荒資金の超過納付ということでもござまして、これも議会のご承認をいただきまして、こちらのほうには4億円という金額を積みさせていただいております。これも合わせてですね、ご報告させていただいてご理解いただきたいと思います。

- 委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

- 9番（南谷委員） そちらのほうもね、分かるんですよ。ただ、僕は根っ子の部分で、捉え方なんでしょうけれども、結果として、一番大きな部分の主たるところが同額になっているなという捉え方の判断、それぞれの捉え方というのがあると思うんですよ、取り崩す部分、利用する部分、色々あるんでしょうけれども、私はどこにどう積もうが良いんだけれ

ども、結果として主たるところが同額になっている。このへんの捉え方は、それぞれの解釈の仕方があるんでしょうけれども、それらを含めて厚岸町として将来に向けて、私は以前から将来負担比率が大きいわけでございますから、私は大きいと思っているんです、自分なりに。

先般の道新にも記載されていましたが、決してですね胸張って、道内22番目か23番目か分からないけれど、厳しいほうでございますから、全道の中でも決して厚岸町の財務状況は将来に負担があるよという部分では、非常に人口が減少する中では、やはり大きな課題もあると捉えているんです。

そういう中で、結果として今言われたように、色んな部分で積んでいるから私なりに評価はしているんですけれども、厳しい中で良くやったのではないかと理解はさせていただいているんですけれども、今後に向けても含めて税財政局の実態、生の話をしたいと。実際にはこのような苦労で、今後積んでいく上でも従来どおり積んでいけるかも厳しい、私は厳しい状況にあると思っているんです。ですけど積んでいかなければならないのか、債務を減らしていくのか、このへんの考え方について伺えればと思います。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 基金についてはですね、将来の或る政策に対する目的に使う基金もありますし、それから年度間の財政調整ですね、財源が不足した時に使わせていただく基金もございます。そういった中、それぞれの基金の目的を勘案しながら運用させていただいているところございますが、25年度につきましては、結果的には先程ご報告させていただいた基金残高を確保することが出来ました。

ただし、26年度の普通交付税については、約1億円近くの減額算定でございます。これは当初予算の時に、26年度は減額必至であるということを申し上げさせていただきましたが、厚岸町については減額算定、他の町も軒並み減額算定でございました。管内で多い所は、3億近く減額算定になった所もございます。

それと来年のお話ですけど、今、総務省が概算要求している地方交付税の額というのは、前年対比5%減なんです。これはですね、非常に大きい数字だと思ってございます。例えば、今37億円程ですから、これの5%となれば1億8,000万円位の減額になるわけでございます。ですから、これがもし続くようであれば、この基金をですね、年度調整の財源に充てることになるということになれば、積み戻す、前年度と同額を積み戻すことは、国から来る交付金が減っている段階の中では、もしかしたら不可能になる可能性はあると思います。ただ、金額的にはまだ余力がありますから、ある程度の減額算定には耐え得るだけの財源的な確保は、今の段階では出来ていると思ってございます。

一方、将来負担比率のお話をいただきました。これは、いわゆる町で持っている長期の債務です。これの一般会計で負担する額が、どの位あるのかということをお知らせでございます。ですから、これも借金を多くしない、或いは余力があれば繰上償還で次の世代には返済を先送りしないということが出来るならば、比率を下げることもできます。これは大変難しいんですけれども、財源を確保すること、それと将来の負担を減らす。ただし、今ある町政サービスを維持するとか、必要な施設は更新していくとか、そういったものも

全体のバランスの中で検討すべきということでございまして、国の財源が減っていく時には、こういったことも厳しい状況の中でやっていかなければならないと思っているところでございます。

(「いいです」の声)

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 20款・1項 繰越金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 21款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2項 預金利子。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3項 貸付金元利収入。
10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） ここで伺いましたんですが、1節のウタリ住宅改良貸付金、これ調定額の半分か、相当な額が未納額になっているんですね。これは今後回収の見込みはあるのかどうなのか、それから十勝沖地震災害援護資金貸付金も167万の収入未済額があるという状況なんですけれど、これらの今後の見通しについて説明してください。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答え申し上げます。

まず、ウタリ住宅改良貸付金の部分でございすけれども、この貸付金につきましては、昭和62年から貸し付けが開始されております。現在5名の返還対象者がいらっしゃいます。平成12年から滞納金の繰越金が発生してございます。25年の償還計画でございすけれども、その中では207万9,864円を計画しておりました。実際に納入された額が82万1,454円で、率では39.5%になります。

この5名の方ですけれども、2件は定期的に償還をいただいております。2件、2名の方につきましては不定期ですけれども、入金をいただいている状況にございます。1名の

方ですけれども、1名の方は返還の意思はあるようですけれども、他に税の滞納などもありまして、そちらのほうの返還も行っているということで、この方につきましては、今年度入金がウタリ住宅改良貸付金についてはございませんでした。それで、4名の方が返還されて、82万1,454円の収入となっております。

今後の回収の見込みでございますけれども、現在は分納誓約を取って返還している状況でございます。計画的にやっているところではございますけれども、中々多額の返還金はいただけないということでございますけれども、今後につきましては、返還計画等も見直ししながら、極力返還に努めたいと考えております。

次に、十勝沖地震災害援護資金貸付金でございますけれども、これにつきましては、3名の対象の方がいらっしゃいます。平成22年度で償還期間が終了しております。

25年度につきましては、3名とも少額ではありますが返還をいただいている状況でございます。3名の内1名は、現在生活保護の受給となっておりまして、返還を強制できない状況になってございます。今年度の返還金でございますけれども、8万円でございますので収入未済額からいきますと、かなり厳しい状況になっていると思います。これにつきましても極力ですね、連絡を取りながら計画的に返還を進めるように努めて参りたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） これらの貸付金ですが、これらはどこかで税と同じように時効が発生するとか、そのような心配はないんですか、あるんですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） この貸付金につきましては、税と違いまして時効という形はないかなと。本人が払う意思があって、そのような状況にありますと、これを不納欠損という扱いにする必要はないと考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 私、法律的には詳しくないので、そのあたりの扱いがどうなっているのか、いやいや実はこういうことを怠ったばかりに時効が成立してしまいましたとかね、不納欠損として取扱いをしなければならない時期になってしまいました、ということが心配されないのかどうなのかね、その辺りをきちんとしておいていただきたいと思うんですが、如何でしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋委員） 最初にお話ししたように、この方々につきましては、現在連絡が取れておりまして、返還の意思があるということで、たまたま返還できない方もいら

っしゃいますけれども、計画的に返還するように連絡を取って、計画書どおりをお願いをするという調整もしておりますし、今後につきましても、そのように考えてございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 確認のために、財務担当者、それでよろしいんですか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 基本的に貸付金ですから私債権ということで、民法の規定が適用される所でございます。先に不納欠損を提示させていただいている部分もですね、公債権ではなくて私債権ということで、本人が援用の手続きを取って、初めて時効が成立するということになりますので、その前に本人が今は納付の意思を示していると、それから、現在ある返済すべきものの額についてですね、本人は了承しているという状況ですから、その段階では時効を適用させるという状況にはなりません。ですから、少額ではございますけれども、そのまま納付を継続していただきたいと保健福祉課長は答弁されたんだと思います。

ですから、今直ちに不納欠損、将来に向けてというお話では、可能性としてはないわけではない、ということは申し上げておきたいと思います。全くないわけではないということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 先程の十勝沖の説明では、22年に納付期限がきているという話をしましたね。その場合には、何らかの手続きがきちんと取られていないと駄目ではないかと思うんですが、それらも含めて今の説明で良いんですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋委員） 先程お話しした部分につきましては、平成12年から滞納繰越額が発生したというのは、ウタリ住宅改良貸付金のほうでございます。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 0 時00分休憩

午後 1 時00分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。

午前中の10番谷口委員の時効に関する答弁から始めたいと思います。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） 時間を取って申し訳ありませんでした。

十勝沖地震災害援護資金貸付の関係でございますけれども、先程平成22年度に貸付金の償還期限が終了したと説明申し上げました。その後ですけれども、催告状や分納誓約書などの返還事務を執っておりますことから、自分に債務があるということも本人は承知しております。また、返還の意思があるため、更には分納もしておりますので、現段階では時効が発生しないということになります。今後につきましても、返還していただくために適切に事務を進めて参りたいと考えております。

- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 10番（谷口委員） 税財政課長、そういう見解で良いんですか。

- 委員長（佐藤委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） 時効の関係でございますけれど、今、保健福祉課長が申し上げたのは、納付すべき人が納付すべき金額を認めて、納付の意思を示している状態にあると申しました。そういう状態であるならば時効は中断すると、いわゆる進行しないという状態になります。

（「その時からまた新たに」の声）

- 税財政課長（小島課長） その時点で中断して、そこからまたカウント、期間が刻まれていくということになります。

今回の事案は、民法の規定でありますので、その期間が10年間経ったならば、時効の期間に到達したということになります。ですから、今の中ではそういう状態にあるんだということでもあります。

もう少し先の話をする、10年の期間が到達した段階で本人が援用という手続きを取る。というのは、本人が納付できない状況にあるので、これは時効を申し出する、時効の確定を申し出するという手続きを取って初めてですね、時効が確定すると、消滅時効が確定するということでもあります。ですから、今は納付が進んでいるという状況でありますので、少しずつではありますけれども分納も進んでいるという状況であります。

- 委員長（佐藤委員） 他に3項ございませんか。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） なければ進みます。

4項 受託事業収入。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 6項 雑入、雑入が47ページまで。
10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 資源ごみの売払が113万程増えたということですが、予算に対してですね。これは前年と比較して、どのような状況なんですか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 資源ごみの売払代につきましては、平成24年度の決算では1,155万2,931円の売払代だったわけですが、それからみますと約157万円が今年度多く収入されている状況でございます。これにつきましては、金属類やアルミ缶の価格が上昇した等々の理由によりまして、今回このような形での増額計上をさせていただいたというものでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 分別細分化がさらに進められておりますけれど、資源ごみの売払代金と、これに係る経費と計算したことはあるんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 大変申し訳ございません、今の私のほうで計算したものについては、今、手持ちのほうにありませんので、改めて精算させていただきたいと考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 私達の厚生文教常任委員会で調査をしたことがありますが、資源ごみの収集で、かなりの部分で町民が協力しているということで分別されていますが、物によっては折角集めた物をごみの処分場で、結果的にまた袋を裂いて選り分けるというか、分別をし直すという作業が行われているんですけれども、そのへんも含めて、どの位の費用がかかっているのか、そのへんも明らかにしながら町民に、こういう効果も出ているけれども、費用もこんなにかかっていますよと、もう少しきちんと出していただけると、更に効果が出るんだというものを示していくことが必要ではないかと考えますが、そのあたりはどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 正に、委員が仰っていただいている通りだと考えております。現在、4種類42区分の中で町民の皆様に分別をいただきまして、それぞれ収集させていただきまして、資源ごみ等にさせていただいている状況でございます。当然そういう努力をいただいた結果が、このような金額、昨年よりも157万円多い金額になっていると認識しております。

そのへんにつきましては、再度、私どももきちんとした中で、毎月の広報誌の中ではリサイクル率等々のPRはさせていただいておりますが、それに合わせた中で、皆様のご努力について更に整理をさせていただきながら、周知を図らせていただければと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） それは分かるんですよ、ただね、さっきも言いましたけれど、或る意味無駄な費用と言ったら良いのか、もう少しきちんと分別されていれば省ける仕事があると思うんですよ。実際に袋を全部開いて出してみても、あれはプラスチック類だと思うんですけども、そのような物を分別するのは相当な手間だと思うんですよ。整理しているとはいえ、あのぐちゃぐちゃの中から分別するとなると、缶や瓶を分別する以上に手間のかかることをやっている私達は見たんですね。ですから、そのあたりでの協力と言うか、協力の限度を超えるのか、あの程度で仕方ないと思うのか、そのあたりはどうかかなと。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 厚生文教常任委員会でもごみ処理場の実態につきまして、所管事務調査で視ていただきました。私共も委託業者等々の中で色々とお話しをさせていただいておりますし、現場で働いている皆様とも、先般ですがご意見を交わさせていただいた経過もございます。

やはり、現在の資源ごみの収集ストックヤード、更には分別する部分も同じ箇所、それぞれ収集を行った中でその度に変えていくと。本来、立った上での作業をしていただければよろしいんですけども、スペース等の問題もございまして、座りながらの中で、かなり厳しい状況での分別作業を行っていただいている状況もございまして、何とか私共も改善の方向に向かった中でですね、既存の施設の中で可能なのか、更には増設が進む中で、更に働く方の身体上の問題・利便性を含めて、分別関係が出来るような体制を研究させていただきたいと考えておりますし、更には各家庭から出していただいている資源ごみにつきましても、それぞれ洗っていただいたり、手間をかけていただいている方もいますし、やはり中には飲んだまま、そのままお出しいただいている経過もございます。

そういう中では、更にご理解を求めながら、この分別収集が継続した中で、当然かかる経費もございますが、このような形で少しでも多くの額を計上させていただきながら、当然ごみ焼却運営にかかる経費等々にも回していければと考えておりますので、よろしくお

理解の程お願いします。

- 委員長（佐藤委員） 他に6項ございますか。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） なければ進みます。

22款・1項 町債、ございませんか。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） なければ以上で歳入を終わります。

- 委員長（佐藤委員） 次に歳出に入ります。51ページ。

1款・1項 議会費。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 2款 総務費、1項 総務管理費。

6番、堀委員。

- 6番（堀委員） 私は71ページ、財産管理費でお聞きします。

委員会開催に当たって資料を要求しまして、普通財産の平成25年度中の増減高明細をいただきましたが、同じような資料要求は昨年もさせていただきました。通常の公用財産とか公共用財産の移動関係であれば、予算や条例の制定等でも分かりますが、普通財産では寄附や譲与といったものもあるといった中では、そこまでは分かり得ないので、出来れば訂正をして、この資料化をお願いしていましたが、残念ながら、本年度も既定の決算資料に付いてなかったものですから、資料要求をさせていただきましたが、何とか毎年要求をしなくても付けていただけるように、ご配慮いただければと思います。

その上で、この貰った資料について何点かお聞きしたいのですが、まず宅地の部分で用途廃止、上尾幌16番4, 730.2㎡、平成25年12月19に廃止となっていますが、これはどのような施設で、どのような土地が用途廃止ということで普通財産になったのかお聞きしたいと思います。

また、その他の部分では、上4本の売買といった中で、目的の所で床潭末広間道路整備事業、その下には門静前浜道路整備事業というものがありますが、通常の事業で買った物であればですね、公共用財産の道路とかいった中で行政財産のほうに区分されると思いますが、何故これらの事業で買った、目的が事業と書いてありますが、事業で買った財産が普通財産として登録されているのか、お聞きしたいと思います。

また、その下ですね、白浜3丁目199番地、その他ですけれども226.00㎡ということで、備考欄を見させていただくとですね、平成15年3月31日に譲与、平成24年7月30日に保存

ということで、その原因は保存登記になっていますが、どの様な経過で15年当時の譲与されたものが今般の保存登記となって、普通財産の台帳に登載となったのか、その経緯を説明していただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、上尾幌16番地の宅地用途廃止ですけれども、先般この資料要求に応じて資料作成した段階で、昨年と様式を見直しさせていただきました。今回は決算資料の順番どおりに山林・宅地・その他と整理をさせていただきました。その中でそれぞれの項目での増減と変えております。

用途廃止というのは、従来公共財産として教員住宅並びにその土地を管理していたものを教員住宅の用途廃止に基づいて、その土地が普通財産に変更になったということで、原因は公共財産教員住宅の用途廃止ということでございます。

次に、その他欄の床潭末広間道路整備事業並びに門静前浜道路整備事業につきましては、いずれも補助事業という形で、いわゆる国等のお金が入っている事業でございまして、道路用地買収部分については、そういった補助事業、或いは国の事業の対象になるわけですが、売り主が売買を申し出た土地について道路用地として提供できますが、残された土地と言いますか、それでは使用の用途がなく困るので、同じく合わせて買っていたけないかということに対しまして、町単独費で合わせて譲渡をいただくという形で、その部分については道路用地として必要でない部分となりますので、改めて普通財産という登録にさせていただいているところございます。

それから、白浜3丁目199番につきましては、平成15年3月ですけれども、従来国の所有物でありました。具体的には国が道路敷地として持っていましたが、形態が道路の形態をなしていないということで、法定外公共物と言うんでしょうか、これを無償譲渡されたものでありまして、平成24年にこれを買いたいという相談がありました。従って、その段階で私共は測量を行い、用地の確定をさせていただいたところございます。従いまして、国から譲渡を受けた段階では、まだ測量を行わない状態で頂いているものですから、国からは必要の都度用地を確定し、登記なりそのように進めていただきたいと思いますということで、私共は必要な都度、測量確定した段階で保存登記をさせていただいたところでございます。

●委員長（佐藤委員） ●6番、堀委員。

●6番（堀委員） 保存登記については、分かりました。

まず、用途廃止となった教員住宅用地ですが、現地は教員住宅が建っている状態なんではないでしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

また、床潭は要するに残地買い取りですよ。通常は道路新設改良費などで用地買収の費用が出てきますが、その中では単費での購入部分の全然説明がない。予算の資料とかにも、ただ用地買収費としかない。しかも補助金の内訳としては、国・道なりの財源内訳が付いているだけで、私はこれを貰うまで残地買い取りがされているなんて一切思いません

でした。

それであれば過去においても、このようにして道路敷地として利用はしないけれども残地買い取りした所が、当然多々あるのかなと思いますけれども。実際にこの年だけではなくて、25年度だけではなくて、過去においても残地買い取りとして、実際にこのような残地を町が買い取ったにしても、町は何かを使う目的がないわけですね。このような土地がどれだけあるのかということは、今ここで聞いても直ぐには出ないと思うので、このへんは調査していただきたいと、私はお願いさせていただきたい。

予算説明の何かの時には、残地買い取りもあるんだと、何㎡の道路用地の買収に対して残地が何㎡分付いて、それは単費で購入しなければならない、という説明はなければいけないと思うんです。それについてはどうなのでしょう。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、上尾幌16番地の教員住宅、現在は旧教員住宅という形で建物が残されている状況でございます。

それから残地購入に係る普通財産の管理、これは昨年に出した資料を見ますと、門静前浜で整備したものも載っておりますので、他にもあると考えられます。少し時間を頂いた中で今後調査を進めていきたいと思います。

それから予算の関係でございますけれども、予算説明、どの部分で説明することができるのか、どの部分で説明することが適切なのか、今はお答えしにくいのですが、そういった意を含みながら今後考えていきたいと思っています。

●委員長（佐藤委員） ●6番、堀委員。

●6番（堀委員） そういったことで、その他のほうについては良いんですけれども、残ったのは上尾幌ですね。この旧教員住宅は建物が建ったままで、何戸あるのかな、私もちょっと失念しているんですが、8戸位あるんですか、教育委員会に聞くと分かるのかもかもしれません。

その建物は、どのような利用計画というものがあるんでしょうか。例えば民間に貸付けが可能なものなのか、それとも修繕をしても貸付けをすることができない。従って、地域にあっても不良財産としかならないので、何年頃に取壊しを予定しているとか、そのへの予定というのはあるんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） この利用については、確か1・2年前の議会だと思いますが、或る議員からご提言があって、民間に貸出しをする対象にできないかとか、そういったご提言があったと記憶してございます。しかし、それにお応えるような現在までの利用計画は、大変残念ではありますが、作製されていないところでございます。

今後についても、1軒1軒の現状・状態を把握しておりません。ですから、この機会に

改めて旧教員住宅等、使われていない公共施設であったものを確認させていただいて、その上で、その利用計画ができるものなのかどうなのか判断をさせていただきたいと思いつす。なお、取壊しについては順次進めているところではありますが、全体的に何処を何時取り壊すということについては、具体的なものはまだ出来ていないということでございます。

(「分かりました」の声)

●委員長(佐藤委員) 他にございませんか。

10番、谷口委員。

●10番(谷口委員) 64ページの厚岸情報ネットワーク多重化整備事業、4,242万円。これの内容を教えて下さい。

●委員長(佐藤委員) 総務課長。

●総務課長(會田課長) 多重化整備事業の内容について、説明をさせていただきます。

湖南地区、奔渡サブセンターについては、湖北地区、これは厚岸センターになりますが、厚岸大橋を経由する光ファイバー単ルートで情報通信を行っている、これは有線であります。大災害などがあって、大地震などが起って厚岸大橋が被災した場合、その線が切れてしまう可能性があります。IP告知サービスによる情報伝達、これが絶たれてしまう恐れがありますので、IP告知サービスを救済するために、厚岸センター・役場と奔渡サブセンター間を無線によって、要は有線と無線の両方の多重化を行って、その救済を行おうとする事業でありました。

●委員長(佐藤委員) 10番、谷口委員。

●10番(谷口委員) 役場の中の無線、役場の中を電波が飛んでいますよね。これはどの部分で改修を行ったものなのですか。あちこちにアンテナがありますよね、廊下にあったり。この中の事業にはないのか、一昨年の話なのか。

●委員長(佐藤委員) 総務課長。

●総務課長(會田課長) 今言った厚岸情報ネットワーク多重化整備事業というのは、今説明したとおりで、無線LANの事業予算につきましては、25年度の予算の中では出てきておりません。

●委員長(佐藤委員) 10番、谷口委員。

●10番(谷口委員) それは何処でみているんですか。

●委員長(佐藤委員) 総務課長。

●総務課長(會田課長) 情報ネットワークというところです。通常の運用に係る経費としては。役場の中の無線LANにつきまして、総合行政情報システムです。61ページです。

●委員長(佐藤委員) 10番、谷口委員。

●10番(谷口委員) 私も不勉強で分からないのですが、役場の中で一般事務に供するためと、インターネットと色々ありますよね。行政事務に使うのとインターネットとは、システムは全く分離されたものなのか、それとも何処かではあれしているけれども、どの部分かでガードをかけているのか、そのあたりは、どのようなシステムになっているのですか。

●委員長(佐藤委員) 総務課長。

●総務課長(會田課長) 通常事務で使っている、LANで結ばれている職員が使っている事務のシステムについては、それはそれとしてのシステムで、今各課にインターネットで見られる端末をそれぞれ置いておりますけれども、これは全く切り離したものとして整備をしております。通常使っているシステム、それとインターネットから情報を得るためのパソコンについては、全く分離させております。しかも、インターネットについては単独で使用している状況です。ですから、職員が職員の前にあるパソコンでインターネットを見れる状況にはなっておりませんし、一度席を離れて、各課に置いてあるインターネットの端末から、それぞれ情報を得るという形になっております。

当然これはインターネットを使用しておりますけれども、これは全く別個のものとして稼働させておりますが、これはこれとして、当然セキュリティのソフトを入れて他の情報を防衛していると。それで、職員が使っているシステムについても、同じくセキュリティのソフトを入れて守っているという状況になっていまして、しかもサーバー自体は、全て札幌の方での一括のサーバーを使用して、そちらの方からそれぞれパソコンに情報を貰って、それで事務を行う。終われば又そちらのサーバーに返すという仕組みにしております。

●委員長(佐藤委員) 10番、谷口委員。

●10番(谷口委員) そうすると、行政事務のサーバーとインターネットは、切り離されていると理解して良いですか。インターネットの場合は、全く別なルートから入ってくるようになっていて、そのサーバーとは一切関係がないと。今はWi-Fiとか色々ありますよね、役場で飛んでいるというのが分かりますので、調べれば常にカギがかかっているという状況にありますが、そういう状況でインターネットの場合、有線で来ているのか、別な無線か何かで来ているのか、そのへんはどの様になっているのか分かりませんが、そのような仕組みなんですか。両方の仕組みを説明してください。

●委員長(佐藤委員) 総務課長。

●総務課長(會田課長) 総合行政情報システムを改めて見直させてもらって、全てを新しいものに変えましたけれども、その際にインターネットの端末につきましては、単独で動かしております。ですから、当然各課に置かれているプリンターも、それで使用することが出来ない状況。それはそれとして、単独でプリンターと端末を用意して、インターネットの環境を作っているということです。ですから、各家庭に置かれているパソコンからインターネットを見る状況と同じ、とを考えていただければと思います。

通常の行政事務に使っているパソコンについては、これは当然独自のLANを組んで事務を行っている状況で、全く切り離した形で、それぞれ環境を作り使用しているという状況です。

●委員長(佐藤委員) 10番、谷口委員。

●10番(谷口委員) そうすると、議会で電子機器の使用について一部解禁しましたが、結果的にはほとんど利用できない状況にあります。例えば例規集とかを直ぐ取り込めるような方法、機器によってはいちいちCDを、或いは別な方法で取り込めないことはないけれども、直ぐに取り込むことは不可能ですね。そのような限定して取り込むような方法を、道を開くということは不可能な仕組みなんではないでしょうか、今のシステムは。

●委員長(佐藤委員) 休憩します。

午後 1 時35分休憩

午後 1 時37分再開

●委員長(佐藤委員) 再開します。総務課長。

●総務課長(會田課長) 今、各職員に配置されているパソコンは、これはあくまでも個人のもので一切入っておりません。その環境の中で、この議場で、そのパソコンから今システムとして入っている例規の情報を得ることが出来るかという、新たな仕組みを構築する必要がありますし、職員に役場からそれぞれ配置をしたパソコンでということになればですね、そういう制約を課している以上、もし、この議場で使われるとすれば、議会事務局として購入されたパソコンによって、LANを組んで見る環境は作れるかとは思いますが、それには当然費用はかかってくると思います。

また、もう一つの方法としては、今議会としては、インターネットをこの議場でパソコンを持ち込んだとしても、見れないという取り決めにはされていると思いますが、厚岸町ではホームページにリンクをした形で、町の例規類集が見れる環境を作っております。ですから、ここでもし、インターネットに接続することを議会として決定した場合については、それで例規集などの情報を得ることは可能かと思えます。

あとは、パソコンでなくてもタブレットで、皆さんにお配りをしている町の例規を取り入れる環境が整っているものであれば、それで見ることが可能かと思います。よろしいでしょうか。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

（「はい」の声）

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 73ページ、2項 徴税費、ありませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

77ページ、3項 戸籍住民登録費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 4項 選挙費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 81ページ、5項 統計調査費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 85ページ、6款 監査委員費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 87ページ、3款 民生費、1項 社会福祉費。これは113ページまでいきます。

9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） 108ページ、3款1項5目、後期高齢者医療費、1億2,941万1,438円、ここでお伺いさせていただきたいと思います。

後期高齢者の医療費の関係だと思うんですけれども、先般道新にですね医療費13億4千

万の過払い、厚労省が監査員のほうで指摘があったということで、道内の最多1億6千万程、広域連合側が重複計上をしていたという道新の記載がございました。

この関係につきましては、町が医療費の2分の1の負担、本人が1割と、所得の多い方が3割の負担をしておりますが、ここでお伺いをさせていただきますが、この支出額1億2,900万という数字はもう確定していることですが、私なりに想像したのは、道新で後期高齢者のほうで過払いがあったということになりますと、25年度の決算をここで承認をするんですけれども、過去の数字に対して過払いがあったと、将来的に後期高齢者のほうに、組織のほうに国からの返還命令が来ます。そうすると、ここはこことして影響があるのかどうなのかも含めてですね、関連があるのかな、そうすると将来的に26年度の保険料にどうなって来るのかなと。

それから実際に、もし過払いの分が、北海道全体の後期連合の中ですから厚岸町も無関係ではないと思うんですよ、総体のものが。これらのものが、まず影響があるのかないのか、そのへんについてお伺いをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） ただ今の広域連合の過払いの関係でございますけれども、高額医療負担金の関係ですが、連合会が重複して請求して、国に対し3年間で1億6千万円の過払いを受けていたという問題でございます。

これの返還年度ですとか返還方法は、まだ決まっていないようですけれども、いずれ国に対して返還がかかるのは間違いございません。それで現在ですけれども、後期連合会から通知が来ておりまして、既存の財源で返還する予定であり、各市町村に対し新たな負担を求めることや、被保険者の保険料等に影響を及ぼすことはないという答えをいただいておりますので、現段階では厚岸町に対して影響がないものと考えております。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） 確かに広域連合は運用の中で、それを踏襲するよということなので、保険料に影響はないという今の説明だと思えますよ。ですけれども、よく考えたら保険料の設定は2カ年の平均で設定されるわけですよ。そうすると本来、先に払わなければならない間違いだったかもしれないけれども、最終的にはその分を直接返還しなさいとは来ないけれども、運用の中でその分、適正に処理されるということなのかもしれないけれども、二重に払っているから、保険料は2カ年の平均だから修正になっても影響がないというものの、当初見込んでいたものより、私は払わなければならないものを二重にしているから正規に戻しますよといったら、それまでかもしれないけれども、ちょっと納得仕切れない部分があるんでよね、現実には。

結局保険料に、当初思っていたよりも上がりかねないのかなとか、間違いなく二重払いだから、こっちを下げればいいんだ、影響はないよとは思わないと思う。少なくとも、各町村は年度で決算をするわけですから、何らかの影響はあるわけですから、そのへんの数字が将来、道の後期連合自体の数字が、ある程度のものが出てきたら、どの様な処理をさ

れたのか、どう影響があったのかというものを、やはり道新が先になると思いますが、きちんと議会のほうにも説明をしていただきたいと思います、如何ですか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 確かに委員が仰ることはよく分かります。それで今の保険料ですけれども、26年度・27年度と既に確定しているもので、もし、もしですけれども、影響が出るとしたら28年度以降の保険料になろうかと思います。

それで、私共も連合会がどの様にこれから処理をしていくのか情報を注視しまして、然るべき結果等が出ましたら、議会のほうにもご説明させていただきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他に1項、ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 113ページ、2款 児童福祉費、ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 127ページ、4款 衛生費、1項 保健衛生費。
6番、堀委員。

●6番（堀委員） 129ページ、衛生予防費ですね、有害動物対策で良いのかな。ハチの処理ですけれども、平成25年度中の厚岸町で行ったスズメバチ等の処理件数、またその内の何件が要するに公的な用地ではない民間の土地、例えば住宅とかですね、そのような所で行われたものなのかということが、分かれば教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後1時47分休憩

午後1時47分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 25年度の駆除件数につきましては110件、延べ日数で53日の中で駆除対応を行わせていただいているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●6番（堀委員） 当然、道路とか町有林とかだけではないと思うんですよ。当然、民地のほうもあると思うんですけれども。それでお聞きしたいんですけれども、民有地等においてハチの駆除作業をやったとき、処分依頼者といった方々から何かしら、費用負担というものは求めているんでしょうか。それについて教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） スズメバチの駆除につきましては、目的としては人に危害を及ぼす恐れのあるスズメバチの巣を、専門業者が速やかに対応できない場合につきまして、町職員において対応できる範囲で駆除を行っているところでございます。これによりまして、町民の安全な生活を確保する目的の中で行っているところでございますが、これについては、厚岸町スズメバチ駆除実施要綱というものを定めておりまして、これは平成19年訓令により出しておりますけれども、これに基づきまして町職員が対応させていただいているものでございます。

当時、策定段階におきましては、この駆除薬剤等についても350cc位で2,000円と、かなり高価な状況の中で対応しておりますが、その折には費用負担として、基本的にはこの要綱に基づいて行っておりますが、薬剤につきましては、現物で提供を頂くということを費用負担として申し入れ者をお願いしておりますが、この要綱が出来た段階では、そのような対応をしておりましたが、年を重ねる毎に薬剤等もより有効な物、更に量的にも大きい物が出てまいりまして、1件当たり全てその物を使った駆除ということではないので、現在は町の予算の範囲の中で対応しているという状況にございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●6番（堀委員） 要綱が出来た当時は実費負担をされていたけれど、現在は実費負担となれば350が500となると、そこまでも使わないのに実費負担を求めることも出来ないのということなんですね。

そのような状態がそれで良いのかという話になると思いますが、例えば民間で、釧路管内を対象にしている駆除業者がありますが、調べさせていただくと、1件あたり8,400円からなるんですが、だから上限幅はいくらになるか分かりませんが、このような民業が実際にあるわけです。

そういったときに、行政側として、片方では全て行政サービスとして行ったときに、民業圧迫というものが一つ考えられるのではないかなと思うんですよ。そのへんではもう少し整理するところではないかと、費用の負担方法なりですね。

また、このハチの駆除事業に関しては、特殊勤務手当というものが出されておりますよ

ね、職員に対して。1回当たり1,000円という。当然それだけの実費が、行政サービスにおいてもかかっていると考えたときには、民業もある中では、やはり費用負担というものは考えるところではないかと。いやいや、そうではないんだと、これはあくまでも広く公共のためだから、厚岸町が全て負担をするんだと言うのであれば、それはそれで良いんですが、そのへんの整理はしっかりしておくべきではないかと思いますが、如何でしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 当然、前段申し上げましたとおり、町職員が駆除対応できる範囲というのは、当然ございます。専門業者もいらっしゃることは分かってございます。私共ができることというのは、目で確認して容易に駆除できる、町職員が安全に駆除可能と判断したものと考えております。先般もテレビ等で色々と駆除関係の特集が組まれておりましたが、特に屋根裏とか床下・壁等にも巣を作るという特殊な事例がございますが、これは職員が対応できる範疇ではございませんので、やはり専門業者を町からご紹介させていただいたりしています。

因みに、先程8千何某の金額と仰っていただきましたが、私共が調べた中では、厚岸町まで来るのに2万円相当以上の金額を要するということで、このような言い方が適切かどうか分かりませんが、自己の責任で巣ができたというわけではありませんので、町としては出来る範囲で今後に対応させていただきたいと、町民の安全確保の中では職員自らが、確かに手当は頂いておりますが、先程申し上げましたとおり、110件・52日間の対応、1日何件も来られて職員が自席で仕事もできない対応もございましたが、やはり真っ先に町民の安心・安全、当然民業でございますから釧路から来ていただけたと思いますが、そこには1時間何某の時間もかかります。更には、このような形で厚岸町で発生しているとなりますと、他の地域でも多くの事例が発生している状況と推測されますので、町としましては今の実施要綱につきましては、現状と合わせた中での見直し作業をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●6番（堀委員） それでは同じようなハチの被害があった場合でも、この部分は町で出来るからただで良いですよと、この分は町では出来ないから民間に頼んでといった中で、線引きがされてしまうわけですね。その線引きというのは、要綱の中でしっかりと決まっていると理解してよろしいのでしょうか。今、要綱を持っていないのでそこまで分からないんですけれども。行政サービスを受ける、受けられる、受けられないといった線引きが、この要綱の中にきちんとあるんだと理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） この要綱につきまして、再度目的を含めまして説明をさせていただきたいと思います。

第1条で、厚岸町スズメバチ駆除実施要綱の目的を定めておりますけれども、この要綱につきましては、人に対し危害を及ぼす恐れのあるスズメバチ類、以下スズメバチと言いますが、この巣を専門業者が速やかに対応出来ない場合に、基本的には町の職員が早期に駆除することによって、安全な町民生活を確保することを目的としております。

駆除対象としましては、第2条で定めておりますが、駆除の対象となるスズメバチの巣につきましては、次の各号のいずれかに該当するものに限るということで、1としては「巣の周囲おおむね10メートル以内に人が立ち入る可能性のある場所にあるもの」、要は行けるという前提でございます。2番目としましては「容易に場所の確認ができるもの」、目視して確認が出来る。更に3としては先程申し上げましたとおり「町職員が安全に駆除可能と判断したもの」ということで限っております。

それから費用の関係でございます。当然場所に依っては、先程申し上げましたとおり、この要綱が出来た当時よりは350が1リットルとか大きい物になった中で、1本使わない状況もございますが、場合によっては目視できる範囲で使わざるを得ない。例えば壁一面にスズメバチがいるという状況で駆除をする場合については、その薬剤が足りないという状況も出てくると思いますので、そういった場合に、どのような形で整理をするかというのが課題かと考えております。このへんにつきましては、もう少し研究をさせていただきたいと思いますし、決して民業圧迫を考えてこの政策を執り行っているものではないので、十分にご理解をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●6番（堀委員） 1条では、駆除業者が処理できない時にというのが先に来るんですよね。ということは、やはり駆除業者のことが念頭になれば、常に念頭になればならないものだと思うんですよ。そのへんを考えた上で、制度としてきちんと対応するようにといった中では、一番最初に聞いたように、全体110件なら110件の中で、きちんとした線分けができるような取扱いというものをしておいて、聞かれたときには直ぐに答えられるようにしておいていただきたいと、何件は道路で何件は民間の部分でといったものは。それは逆に簡単ですよ、日報を拾えばいいわけですから。

そういった整理も含めて、もう少し考えるべきところではないかと。特殊勤務手当として、行った職員に対しては一人一日千円という負担も、実際に町でもしているわけですから。薬剤と給与以外にも特殊勤務手当として払っているわけですから、そのへんはもう少し整理をすべきではないかと思っておりますので、お願いしたいと思いますがどうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 確かに委員が仰るとおりで、この要綱等につきましても、実態と合わせて整理を図らなければならないものだと確認しております。

駆除の実績を申し上げたいと思いますが、昨年は110件ということで近年にない状況で、24年度は23件ということで格段に増えた状況にあります。また、平成23年につきましては90件ということで、やはり発生状況も波があるような状況でございます。

当然、専門業者が速やかに対応出来ない場合ということで、初期目的の中では対応させておりますが、現実には来ていただくだけで2万何某の金額がかかるということです、出来る範囲でやはり町民の安全な生活を守るためには、町職員として駆除出来る範囲で頑張っまいりたと考えておりますし、要綱につきましても更に精査をして、きちんとご説明出来る形にしたいと考えておりますので、よろしく願いしたいとおもいます。

(「よろしいです」の声)

●委員長（佐藤委員） 他に1項、ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 2項 環境政策費、149ページまででございます。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 5款 農林水産業費 1項 農業費。
10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 農業委員会費で聞くと良いのか、農業振興費で聞くと良いのか、農地費で聞くと良いのか、ちょっと迷っていたのですが、最近尾幌で大根作りが随分行われておりますよね。あれについては、きちんと賃貸について農業委員会等で許可をしているのかどうか。

それから、大根を作るということは、輪作は不可能だと思うので、必ず採草地等に戻す必要があると思うんですが、そのようなことはきちんと行われる仕組みになっているのかどうか、その二つをお伺いいたします。

●委員長（佐藤委員） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中井局長） ただ今のご質問でございますけれども、委員が仰るように最近尾幌地区で、これまで採草地として使っていた所を大根の畑に使っているという事例が、何年か発生しています。農業者独自で耕作しているということではなく、賃貸で他の町村から大根農家が来て借りるということです。対応については、農業委員会のほうで斡旋という形で地主と業者の間に価格、それから誰に貸すかということも含めて関与しながら、何年契約で幾らということに対応させていただいているところでございます。

また、その際には、どういう形で土地を使うのかということも含めて、中に入ってお話をしておりますので、今すぐに土地が連作障害とか、そういうことも含めてどうするかということ、借りている間は、毎年使うということもありますし、そこを休ませながら使うということ、ある程度借りている方の状況に応じて出荷されているという情報でございます。

ただ、農地でございますし、厚岸町は酪農を基盤にやっている所でございますから、酪農の草地として活用がされている所を、どんどん其方^{そちら}のほうに貸していくということではなくて、採草地として使っていない所が使われる状況が多いのかなと、農業委員会としても思っているところでございます。

今後、どのような形でその部分が継続していくのかということは、年度契約ということもありますので、その都度、賃貸の更新の時期で確認しながら対応しなければと理解しているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） あれは何年契約なんですか、大体。

●委員長（佐藤委員） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中井局長） その場所によって何年間と定型的に決まっているものではなくて、場所によっては1年間で終了している所もありますし、5年という所もありますし、土地を出す側の意向と借りる側の意向で、ある程度合わせながら契約しているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 仙鳳趾に行く道路のほうは相当経ってますよね、何年かね。やはり一作物でやるとなると、輪作障害は避けられないと思うんですね。そう考えると、あの近くに就農者が着農するような話もちらほら聞こえている、そういう時でありますから、やはり農地の管理はきちんとしていかなければならないと思うんですね、そのあたりは心配ないのかなのか。

それから、この頃、残念ながら一部耕作を放棄したりする農地もないわけではないと思いますが、そのような所に勝手に道路を造ってしまったとか、そういうこともちらっと聞いていますので、農地の管理についてはきちんとしていただきたいと思います。如何でしょうか。

●委員長（佐藤委員） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（中井局長） 大根農家が厚岸町の土地を活用していただいているということで、農家も使っていない所を活用いただけるということは、お互いに有益な部分が当然あるわけで、そのような形になっているところであります。

ただ、そのことが委員が仰ったように、厚岸町の農地の管理において支障を来たすということであれば、大変、農業委員会としても、農家のためにならないということであれば、そうならないように対応していかなければならないし、それを私達も着眼しながら思っているところでございます。

また、温暖化の影響かどうか分かりませんが、北海道というかこの辺では中々畑作が出来ないと話がずっとありましたが、最近では本州方面が露地栽培、根菜類が中々暖かくなって旨く作れないんだということで、北海道で大根を作って、釧路町もそうですけれども、本州へ送っている量が大変多くなっていると聞いています。そういうことで、どんどんそういう形が増えてくると、厚岸町の農地をどのように管理していくかということが、非常に重要になってきておりますので、十分に目を光らせて、変な形で使われないように管理していかなければと思っていますし、農業委員会としても毎年11月に農地パトロールとして、全部ではありませんが、主要な農地については農業委員皆さんで見ていただいています、そのようなことも含めて適正な管理が重要かと思っています。

また、道路という話もありましたけれども、所有者と近隣の土地への出入りの関係で、道路を造って近隣へ入る時にですね、どの場所が自分の土地かということをはっきりさせながら、ということは大切なところではございますが、そのことをお互いにやりながら、農地がそういう形で何か特別な支障のある施設が出来るということは、大変問題になるものですから、そのことがないように、もし農地のほうに何か支障があれば、当然整理していかなければならないと認識はありますし、その案件についても承知しているところであります。

●委員長（佐藤委員） 他に1項ございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 進みます。

2項 林業費、183ページまで続きます。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3項 水産業費、195ページまで続きます。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 6款1項 商工費。

9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） 6款1項、202ページ、ハッピーブライダル奨励金。100万の予算で不用額が100万なんです。実質、実績がなかったという計上になっていますが、折角期待したけれども駄目だったと。まず、課としてどの様に捉えているのかをお伺いします。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。この事業につきまして

は、職員の企画提案ということで、iチャレンジという制度を基に創設させていただいた事業であります。町内で結婚祝賀会を開催していただくことによって、町の中に少しでも潤いを与えようとする事業でございますけれども、昨年、実は厚岸町内で結婚式は実態としてなかったようでございます。該当になる結婚式はなかったということでございます。

25年度からこの事業を創設させていただいたということで、創設以来、広報誌を通じ、或いはチラシの折り込みをさせていただきながら、周知を図ってきたところではございますけれども、実態としては利用がなかったということでございます。

そういったことも含めまして、25年度の実施状況を踏まえて、26年度については、若干取扱いの部分を緩和させていただきまして、今日に至っているわけでございますが、これは25年度の決算でございますけれども、幸いにして今年度につきましては、昨年と同じ2件相当の100万円の予算を計上させていただいているところですが、今年度については、交付決定の段階で2件の見込みがあるという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） 誠に残念だったかと、25年度については。26年度については緩和して進めると。

ただ、私は思うんですよ、折角若者の意見を踏襲して、このような企画立案をした、広報誌にも宣伝しました、チラシも出しましたよと。でも汗をかいているところが見えないですよ。少なくとも100万の予算計上をされた、努力してもゼロかもしれないんですよ。町の職員としてこの様な企画をしました、そうしたら商工会へ行くとか農協に行くとかね、その様な努力とか、そういうものが感じないんですよ、僕は。

結果として、ありませんでしたと言うけれども、少なくとも企画立案して初めての事業ですから、私はもう少し自分の責任と言うか、課として予算計上したのであれば、町報に出しましたとか色々あるんでしょうが、自らがもう少し、やはり世の中物事を進めるためには、汗を流さないと駄目だと思うんですよ、知恵を出さないと。その様な努力が見えないけれど、そのへんはどうなんですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 私共も昨年、こういう形で制度を創設させていただいて、利用実態がゼロ、年度途中であってもゼロだったということで、再度普及というか、まず制度を知っていただかなければ町民の方も利用できないだろうということで、改めて周知を徹底して取り組んだところでございます。それで委員が言われるように、努力という部分では、私共も実態、どうしてこの制度が利用されなかったのかを考えながら、そして今年の予算編成に当たっての制度・要綱の一部見直し等も踏まえて、今現在に至っているということでございます。

実態として、私共はいくら頑張ってもですね、厚岸町で昨年祝賀会の開催がなかったとしても、町外では実はあるんですね、祝賀会を行っている。そういった方々の、どうしてその様になるのかという部分をですね、間接的を含めて色々お話を聞かせていただいて

おります。そういった中では、結婚というのは一生に一度ということでございますので、やはり晴れやかな舞台上、自分の記憶に残る人生一大の部分を行ってみたいという強い意向もあるという中では、町の活性化に向けて是非町の中でというのも強引に出来ないわけでもあります。そういう部分では、制度の趣旨を十分町民の皆さんに周知をさせていただきながら、そして理解を得て、自らも町の活性化に協力をするという意識を持っていただいて、初めてこれが実現するものだと思っております。

そういった意味では、今年は色々、職員が個人的に動きながら色々PRをさせていただいて、実態として今2件の交付決定をさせていただいておりますが、こういった利用がされて、初めて町民の方々の意識も膨らんでくるのかなと思っております。これが予算が足りなくて、どんどん・どんどん補正をするような状況になっていくのが本当は良いのかなと思いますけれども、その様になるような形で担当として頑張っていきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） 私はゼロだから悪いと言ってるのではないですよ。IP告知で告知しました、チラシを出しましたから。少なくとも予算計上をしているわけだから、今言うように結果はゼロになるかもしれない、でもそのプロセスと言うか、予算計上したけれども残念ながら努力したけれども駄目でした、これでは旨くないと思うんですよ。

折角良い企画なんですから、初めから分かっていることなんですよ、そういう条件の中では難しいということが。

企画しない方が良いと思われても困るから敢えて言いますが、結果ではないと思うんですよ。結果はゼロかもしれない、でもこの様な努力をしたけれども駄目だったというものが見えない、そういうことなので萎縮しないで、これからも皆さんの企画力は期待しているし、やはり企画したからには責任があると思いますが、そここのところが見えないなという思いで発言させてもらいました、如何ですか。

●委員長（佐藤委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 質問委員さんには見えない形だったかもしれませんが、担当者・まちづくり推進課としては、個人的な行動も含めて町の中にPRしたり、或いは伝手^{つて}を使って色んな情報を得て、こういった人に結婚の動きがあるよという時には、その方々に色んなプッシュをしたりとか、或いは商工会のほうにも色んなサポートする組織的なアシスト企画というのがありますので、そういった所を通じながら努力はしてきたところではございますけれども、ただ、まだ質問委員が言われるように、目に見えていない部分があったかもしれません。この制度が十分活用されるように、今後も頑張っていきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

● 9 番（南谷委員） 最初にそういう答をしてくれたら分かるんですが、今では分からないわけだから、答弁をする時に、そういう努力の結果出来ませんでしたと言うのであれば、分かりましたと言うんですよ。僕は見えなかったからそう言うけれども、答弁の時に担当者の努力も課長として、結果としてゼロでしたときちんと答弁してください。分かりました。

● 委員長（佐藤委員） 答弁は良いですね。

（「はい」の声）

● 委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（なし）

● 委員長（佐藤委員） 209ページ、7 款 土木費、1 項 土木管理費。

（なし）

● 委員長（佐藤委員） 2 項 道路橋梁費、
10番、谷口委員。

● 10番（谷口委員） 何回も質問をして、いい加減にすれと言われるかもしれませんが。

太田門静間道路について、決算でありますから、予算が本当に有効に使われたのかどうか、検証する必要があると思って資料もお願いをいたしました。資料もいただきましたけれど、この資料を見て、本当に事業に対する取組みがどこまで真剣に行われたかというのが、この資料を見て住民の安全とか、町長が盛んに言っていますけれど安心とか、そういうものをクリアするような、そういう内容の資料ではないと、本当にこの計画がそういう立場で行われていれば、80何ミリの雨で橋桁が浸かってしまうということは、あり得ないんですよ。

そこで、この資料に基づいてお伺いをいたします、今日頂きました。橋梁の架橋に関わる水理検討の資料をお願いいたしましたけれど、川の中に橋台・橋脚を造らなかったのも、それをする必要がないということで、まず初めに、あっさりと検討していないということが分かりました。

その次、二つ目ですが、橋梁の設計に関わって、私は水理検討に基づいて洪水時に対応出来る設計が行われたと思いますが、設計委託前には何時どの様な調査を行ったのかということに対しては、平成23年度太田門静間道路橋梁予備設計業務前までは、設計に係る調査は一切行われておりませんということでもあります。

そして、②の橋梁の架橋に関わり、設計委託内容の書面と委託業者が現地調査を行っているのか、委託業者が現地調査を行っているのであれば、時期と指摘事項はなかったのかということに対して、関わる委託設計内容は次のとおりだと、1・2となっています。そ

して、その後に、現地調査は平成23年度の予備設計に含まれており、平成23年10月下旬に橋梁の前後合計600mの調査を行っております。現地調査を行った結果、川幅の狭い所があることや川床が浅くなっていることを確認しております、となっているんですね。

それで、ここでお伺いしますが、1の実施年度：平成23年度、業務名：太田門静間道路橋梁予備設計業務、設計内容：橋梁予備設計、新ホマカイ橋L=46.0m、河川測量L=0.6km、地質調査N=2孔、L=54m、工期は平成23年10月13日から平成24年3月19日と、この1について、どの様に行われたのか説明してください。この根拠についても説明をお願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 平成23年度の橋梁予備設計業務でありますけれども、これは橋梁を架ける場所を想定した地質調査、これは橋台部分の地質を確認するためのものであります。これは橋梁を設置するために必要であった地質調査ということであります。

河川測量は600mでございます。橋前後300mで、これは河川の必要断面の確保が出来かどうか、水量計算に基づいた河川断面を確保出来るものなのかを実測を以て横断、従横断を調査したという内容、いずれも橋梁架設のために必要であった調査でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） この予備設計、これは何時^{いつ}発注されて、発注するに至る内容を決めたのは長さ^{長さ}と地質調査の2点と、これは町がお願いする内容ですよね、業務委託ですから。町はどこの段階で、この長さ^{長さ}と地質調査をしなければならないと決めた。何を根拠にして決めたんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 業務の発注と申しますのは、工期の始期であります平成23年10月13日になっておりますけれども、これ以前に入札を行っているということでございます。従って、その入札に付す仕様書は町が作成しておりますので、入札に付すための条件、これを町が新ホマカイ橋の延長は46m、河川測量は600m、地質調査は2孔54mを行っていただきたいということで、現地を想定した町の予備設計と言いましょうか、仕様書と言いますか、この様なものをたたき台にして、調査を行っていただいたということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） そうしますと、予備設計に至るまでの準備はしているんですね。①で設計に係る調査は行っておりませんと、これは何で、この資料に。だから前段で、どの様な調査を行って、行った結果、この様な予備設計を発注しなければならないという結論

に至ったのかね。私はこの資料を要求するにあたって、きちんと何時何^{いつ}をやったのかを出して欲しいという要求をしているんですよ。私の文書が悪いですか。

今までやってきたことを、どういう順序でこの橋の予備設計、或いは本設計に向かって行って、あの川の状態から絶対大丈夫だという結論に至って、業者に設計業務を委託するのが、そして設計を請け負った業者はそれに対して、指摘があればきちんと指摘をして欲しいとあったのかなかったのかも、私は求めているんですよ。

けれども、この説明ではたった3行、平成23年10月下旬に橋梁の前後300m、合計600mの調査を行っておりますと、そしてその結果、川幅の狭い箇所がある、或いは川床が浅くなっていることを確認しております、ですよ。その上で、そのことを確認しているのであれば、それに基づいてどの様なことをしなければならないのか、当初予想したのよりこの部分を改善しなければならないとかね、その様なことがきちんと指摘されなければならないと思う。そもそもの設計に関わって、町の予備調査は何をやったのか。

まず、何時、順番に聞いていきます。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） この資料要求の文面を私共で解釈させていただきましたのは、2の橋梁設計委託に関わる資料、その前段に水理検討が書かれております。その流れで2番では水理検討に基づいて現地調査、設計が行われると思いますがと書かれておりましたので、そのことから、こういったことを現地での調査ですとか、そんなことはしておりませんでしたので、中々お答えし難いのかなと思いました。それで平成23年度云々といった形で、調査を行っていませんとさせていただきました。

具体的な調査については、仕様書を作成するためのものでありまして、その仕様を基に業者に設計業務を委託をした。具体的には平成23年10月13日から平成24年3月19日までの工期の間に、具体的な現地調査を行ったと言えるものだと、その様に判断をさせていただいて、この資料を提供させていただいたところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 橋台がなかったから水理検討をしなかったということ、それについては私は理解します。

ただ、あの川は直線ではないんですよ。そして、橋の上流部にホマカイ川との合流地点があるんですよ。そうであれば、あの場所が橋を架けるのに適地かどうかということ、きちんと判断しなければならない。あの川がどの様な流れをするのか、増水時にはどうなるのか、そのことを十分検討した上で、橋は造らなければならないと思うんですよ。私は素人ですよ、おたくらは専門家。そして、住民が本当に何処に居ても、あの川は、あの橋は、橋の構造によって住民に不安を及ぼすようなことはないんだというものを造るには、事前の十分な調査が行われていなければ駄目ではないですか。下旬に行ったけれども、確認しているところに書いているんですよ、確認していると。確認しているにも関わらず、この様な事態なんですよ。

ですから、この発注にあたって、何時^{いつ}どういう測量を行っているんですか、内部で。それから、何時^{いつ}この予備設計委託をして、現地調査は業者が何時^{いつ}行っているんですか。そして、そういう指摘があったのは何時^{いつ}なんですか。その際、誰かが立ち会っているんですか、立ち会っていないんですか。現地は案内したんですか、業者に。それらも含めて詳しく、この後もやっていきますけれど、説明してください。まず、予備設計の部分で。

●委員長（佐藤委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） 今の質問にお答えします。今回の予備設計は太田門静間道路橋梁の予備設計でございまして、質問者が言われる何時の段階で測量をやったのかについては、厚岸町が予め現場の現地の測量をやったということではなくて、この予備設計業務の中で業者が旧尾幌1号川、新しい橋から上流300、下流300の測量を業者がやったということです。

時期については、このペーパーに書いてます23年10月の下旬に、業者が測量をやっています。

現地ですが、案内を何時したのか、これについては、当然業務発注後に現場へうちの担当者も行って、お互いに現場の確認をして、箇所についての確認をしています。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 予備設計に関わっては、厚岸町は発注するまでは一切測量もしたことないし、現況把握と言うか、そういうものきちんとしないで予備発注をしたと。そして、先走って悪いけれど、予備発注する場合には、ここにこの様な橋を造りたいけれども可能かどうかということを、そして、どういう橋なら可能だというものを発注するのが、予備発注という理解で良いんですか。その結果、2のほうに結びついてくるといえることですよ。

●委員長（佐藤委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） 委員が言われるとおり、まずは現地の状況が分からなければ、どういう橋の構造になるか明確に計画を持つことが出来ないものですから、委員が言われるとおりの内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） そうすると、発注するにあたって、地域の特性だとか、あの川の状況、そういうものをきちんと踏まえた上で、業者は予備設計業務に当らなければなりませんよね。それで、厚岸でどれ位の降雨量があるとか、そういうものも十分調査を業者はしているのか、町としてはこの様な状況の川だよということをきちんと伝えているのかどうか、そういうものも含めて予備設計にあたられたと思うんですよね。

その上で、業者のほうでは23年10月下旬に、いつ成果品を出してくれたのか私は分かりませんが、委託して直ぐに現地調査で指摘しているわけでしょう。そうすると、橋はこの様な具合でなければならぬと出てくるのが筋ではないかと思えますけれど、本当にこの様に指摘されているんですか。何か文書があるんですか。私が何回も質問するから、業者からこの様に言われましたと言っておいたほうが無難だから、一応書きましたというものではないんでしょう。何時これは言われたんですか。

「駄目だ、指摘しているんだから、きちんとその内容を出してくれないと、時間だけ経つんだよ。」の声あり

●委員長（佐藤委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） お答えします。現地調査をしたのは、何回も繰り返しますが、23年10月下旬。その現地調査を基にコンサルは縦横断図、河川を断面的に切った図面と、架橋の高さを縦断的に表わした図面、これを基に厚岸町役場の河川管理者と河川協議という形で、23年12月13日に1回目の協議をやっています。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） その時の内容は何かだったんですか。

●委員長（佐藤委員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） この時の内容でございますけれども、現地測量の結果、図面については平面図、断面図、縦断図と旧尾幌1号川の河川諸元ということで、計画降水量、計画箇所勾配、計画河川堤間、河川断面積、これらを図面を基に協議を行っています。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 川の形というのは業者はきちんと把握されて、川の深さ、或いは幅、それから流量はどの様に計算されているんですか。例えば何ミリの雨が降った時はどの位になる、或いは100ミリを超えるとこの様になるとかね。そういうものも含めて計算されたものですか、流量を計算していると言っていますが。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） この川の流域というのは、オッポロであるとかホマカイ、それから門静周辺ですが、今までのデータの観測所、太田地区の観測数値が北海道の大雨資料という形で一定の期間毎に更新されております。これは過去の太田のデータを10年間隔

で表示している、それが1時間あたり17.76ミリというものです。この流域は非常に広いということで、橋の現場まで来るのには遠い所で3時間から4時間かかります。つまり、この間ずっと17.76ミリ降ったもので設計をされております。その数量がこの橋の流下能力で、流せるのが190トンになりますが、その様な計算で断面積が計算されたというように、一定の資料に基づいた結果でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 17.76ミリ、これは言ってみれば平^{なら}したあれかなと思いますが、けど、過去10年間の最大の水量がどの様になっているかという、18ミリを超えた時もあるんですよ。それから、時間にするとそんなものではないんですよ。去年のあの大雨を除いても、去年のを入れて10位まで見ても、1時間当たりは29ミリなんですよ、10位でも。そして、100ミリの雨というのは相当あるんですよ。そして、13年4月、この時工事は何をやっていました。4月7日、雨が降っているんですけど。この当時、工事は何をやっていました。どんな機械を使っていました。

●委員長（佐藤委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 雨量の関係ですが、太田の観測が始まりましたのが昭和38年であります。最近のアメダスでは昭和52年と比較的新しいですが、この間、太田観測所で1時間あたり17.76ミリを超えたのは3回ございます。1986年の9月4日は21.75ミリ、それから1992年9月11日は21.5ミリ、1998年9月16日は18ミリという記録が残っております。実はこれが含まれた北海道の大雨資料ということで、10年間隔を計算するためには、この17.76を超えるものも含まれているという形でありました。

昨年^{昨年}の台風の影響によるものでは、1時間あたり63ミリであります。これは太田観測史上最高を記録した数値で、もとより、このような設計には当然対応できるものではありませんが、この大雨資料に基づいたものとなると、17.76ということでございます。

また、昨年の4月17日は橋梁の下部工事が始まる前になるということで、ここには杭打機があった時期であります。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 今、課長が説明されたのと、私が持っている資料では全然違うんですよ。私は釧路地方気象台の過去のデータというのから取ったんですよ。そうしますと、日最大が去年は9月16日は63ミリなんですよ、確かに。その次は、2010年8月12日53ミリなんですよ。2006年6月18日は38ミリ、2013年8月24日は31.5ミリ、ずっとあるんですよ。どうなんです。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 3 時 1 分休憩

午後 3 時 1 分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します、建設課長。

●建設課長（松見課長） 申し訳ございません、ただ今のご質問と私の説明が違っておりました。

先程は17.76ミリを超えた日だけを申し上げました、大変失礼いたしました。17.76掛ける4時間降りっぱなしという状況で71.4、4時間で71.4を超えた日と説明すべきところでした、大変失礼いたしました。

●委員長（佐藤委員） 3時30分まで休憩します。

午後 3 時02分休憩

午後 3 時30分再開

●副委員長（中川委員） 再開します。委員長と交代して、審査を続けてまいります。

211ページ、2項 道路橋梁費から進めます。

10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 今の説明では、1時間当たり17.76掛ける4を基礎に考えるということとで、予備設計をしたということで良いんですね。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 予備設計業務を委託し、業者が調査・報告された中で、17.76ということとで決定したということとであります。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） その結果、大体1日に降る量が71.4で計算して良いのではないかといいことですね。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） その様な内容でございます。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） それに基づいて、今度は本設計に持って行ったんですよね。地質調査は良いんですけど、橋をどのような橋にしなければならないか、川の問題点とか、そういう問題も含めて本設計に持って行くにあたって、問題点がありそうだというのは予備設計の段階では何かあったんですか。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 業者からの報告は、調査の結果、川幅、それから川の深さが浅いということを確認されています。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 雨は、どのような雨になるのかは分かりませんよね。最近、何年か前から尾幌のオービスの向こう側、或いは糸魚沢に行く道路、そういう所で国道を横断するような状況が、大雨になると続いていたと思います。最近の雨とか、その様なものは十分考慮された上で、川幅の問題と川底の深さ、それらを確認した上で業者は設計するわけですよね。

そうすると、そういう状況にあった時に、この前の定例会での私の一般質問には、本当はもっと深くなければならないのに、川底はこれしかなかったという答弁をされていますが、この段階で分かっているのに、或いはあの一帯の川の状況が、古い橋の残骸とか、その様な物は見えない所にあるわけではないですよね。ほとんどが渇水時であれば全部見える所にある。ちょっと長い靴を履けば、そのまま川の中に入れるような浅い川なんです。この前も写真で示しましたが、そういう川であることを十分この設計業者は確認をした上で、次の設計に入ったと理解して良いんですか。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、前段の昨年の糸魚沢等の国道冠水ですが、これは平成25年度になりますから、設計を行った23年の段階では大雨予報に基づいた設計でありませので、昨年の台風18号による冠水の部分については、考慮した内容とはなってございません。

それから、業者が浅い・狭いといった確認については、私共は適切な河川の管理といったことで対応することと、そういったことでございました。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 課長、去年の台風の時が初めてだからという話をされていますけれど、尾幌のオービスの向こうとか、糸魚沢の冠水はその前から何回も起きていますよ。たまたま、去年はオッポロ橋と門静の跨線橋近くの橋との間が水没しましたが、国道を横断するのは以前から何回もあったんですよ。糸魚沢側も去年の台風以前に何回も道路が冠水

しているんですよ。

そうすると、今説明されましたけれど、71.4ミリと、去年の台風の時は200ミリを超えていますから、これを全く外して考えてみても、それ以前に161ミリ、159ミリ、145ミリ、138ミリ、121ミリ、120ミリ、110ミリ、100ミリ、105ミリという雨を何回も経験しているんですよ。ですから、71.4で良しとして計算する根拠が何だったのか、30ミリも違うわけでしょう。

その雨がどの河川を通るかによって色々変わってくるんでしょうけれど、それを考慮した上で設計に当たって行かなければならないし、去年の、先程お願いしましたが、4月に120ミリの雨が降っているんです。その時に、あそこに大きなクレーンみたいな機械があって、工事が行われていました。その機械がキャタピラ以上に雨に浸かっていた。この時はまだ橋脚の工事中だから、こんなことにはならないと、僕はあそこを通って思っていました。（写真を見せて）もうこの写真やめようと思っていたんですが、去年造った橋脚の後側、これは太田側、こちらは門静側ですが、この水が溜まっている所にその機械があったんです。この高さは変わっていないんですよ、工事をやっていた時と。この時はこの程度でしたが、4月の時はもっともっと水があったんです、そして機械が浸かってしまっていると。その様な雨が降った時に、実際に現場を見て、あの設計は正しかったのかどうかという考えは持たないのですか、そこが不思議なんですよ。

だから設計委託を受けたほうも、そういう指摘をしておきながら、70何ミリの計算でいいのか、100ミリを超える計算をしなければならないとか、この程度あれば全然機械は沈み込むということはないんですよ。それでもまだ余裕がある計算なんですか。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 71.4ミリ、これは4時間の数値であります、24時間で100ミリという降雨量はデータから多く読み取れます。これは、あくまでも24時間ですので、上流から集まってホマカイ橋を通過するのに約4時間ありますから、一定程度流れて行っているんだろうと、集中的・短時間で、集中して1日100ミリでは別ですけども、24時間で100ミリという状況では中々設計には反映できないということで、あくまでも橋に到達する4時間ということで、4時間にすると17.4ミリとなります。

先程、私早とちりしまして、昨年の冠水と言ってしまいました。今回の橋の設計に当たっては、門静市街地を越してJRを跨いだ国道、すぐ橋があります、旧尾幌1号川に架かっている国道の橋。それから、道道厚岸標茶線の太田方向に向かった光栄の入口にある白浜橋。これらを参考に、考慮をした上での設計となっております。

それから、24年の4月から重機があった、キャタピラの件であります、平成23年に予備設計を行った関係で出た雨量に対する設計でありましたので、写真で見られた様な浸水があったものと捉えております。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 2012年10月1日、この日103.5ミリの降雨量があるんですよ。雨とい

うのは瞬間的に一気に降るのもあれば、だらだらと長く降る雨、色々ありますよね。ただ、この時は、7時台に13.5ミリ、8時台は19ミリ、9時台は17.5ミリ、10時は19.5ミリという雨が降っているんですよ。この前後もずっとありますけれど、その結果100ミリを超えているということです。

ですから、課長がこの前答弁されておりましたけれども、大幅な無駄を生ずるような事業はしないようにしたいと話されていますけれど、やはり考えていく上では、安全な橋を造るということを考えれば、ただ平均だけを見るのではなく、この様なことが以前にもあったということは記録にもあるんですよ。その上に立った本設計に入って行かなければならないと思うんです。なんとなく平均のデータを重視してしまうと、今はそれが通用しないことが度々起こるのが、現在の気象状況ではないかと思う。以前にはゲリラ豪雨とか、そういう言葉は一切なかったんです。

何年か前に、尾幌の奥の釧路町になりますがオタクパウシで、雨が降って牧場に積んであった牧草ロールが一気に川を流れ下ったと、その時に尾幌地域はそれほどの水害はなかった。だから、今の時代はどの川がどの様なことを起こすのかということは、或る意味予測がつかないことも起こり得るという、そういう前提に立って設計に入って行かなければならないと思いますけれども、そのあたりは考慮されたんですか。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 現地の降水状況は設計に反映されるべきではないかというご意見であります。当然考慮すべき内容であると考えますが、それは計画高水位の決め方の一つでもあります。

今回の計画高水位の決定方法では、河川計画に使われる北海道の大雨資料によりまして、10年に一度の大雨を想定した雨量から計算により算定しているものでございます。この大雨資料では、道内の各雨量をみた、太田の観測所で確認されており、このデータも含めたものとなっています。昨年大雨については、太田観測史上一番高い記録でありましたが、これについては考慮をしてございません。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 尾幌川、2級河川の尾幌川は50年の1回だったかな、100年に1回かの大雨を想定して河川改修が、今は中断してますけれども、行われているんですよ。ですから、10年に1回の大雨と言うけれども、危険を除去するには、長いスパンで考えても大丈夫だというものを造らなければならないと思う。

町長、ずっと言ってますよ。安心で安全な公共施設の整備とか、道路の整備とか。ところが、この橋に限れば、急に10年に1回の大雨、工事をしている最中に機械が半分沈み込むような状況になっていたり、80数ミリの雨でも橋桁が浸かってしまうと。上流の人はみんな不安なんですよ。うちは100年続いているけれども、今までにこんな怖い思いをしたことはなかったと、もしあの様なことがまた起きれば住むことが出来なくなる、涙を流しているんですよ。

そして、何とか川幅と川底にその原因を持って行こうとしていますが、貰った資料は川幅の長さは20.6m、新しい橋の所は斜めになっているから20.6m、古い橋は20mの幅だと思えます。川の深さも現実には有る深さ以上は、川の底をいくら掘っても水位が変わるわけではない。水を溜めておいて、やってみてください。水位がここまであったら、この下をいくら掘っても、この下に水は溜まるけれども、流れが良くなることはあり得ない、ただ下に水が溜まっているだけで。

川幅も今回いただいた資料を見ますと、急に今になってから計画、河川幅なんていうものが出てきている。これだって35mとれる様な川の状況ではないのではないですか、実際に。もう実際に堤防というか、護岸というか、そういうもので決められているわけですよ。この線のとおりいったら、はみ出しているんですよ、護岸の幅を。そして、この幅で川が持つかどうかとも考えなければならない。結果的には、これは前の議会でいただいた資料ですが、前の橋はこれは橋脚ではなく橋台だというこの前の説明でしたが、ものの本によると、これは橋脚としか言いようがないものだと思いますが、この橋脚の両側があるから前の橋は持っているんですよ。

今度は、もうここしか水が通れないんですよ、どんなことをしても。そして途中で、春先に雪解けで氷が割れて流れてきたら、当然氷は途中途中を堰き止めるんですよ。そこでは水位が上がるんですよ。その上に流木でもあれば、なおさら危険な状態になってしまうんですよ、オッポロの山は山林なわけでしょう。適当に山を管理すると、伐採とかそういうものが行われて、流れ出さないとは言いきれないです。そういうものが80ミリの雨であですから、100ミリを超えると流れも当然さらに早くなる。

そうすると、心配なのは水道管なんですよ。あの橋には水道管を抱かせているわけです。去年は取水場が壊れましたけれども、駄目になりましたけれども、何かの弾みで強い力が加わって水道管が駄目になるということも考えられる。そういうことを考慮したら、あの橋のままで私はどんなことがあっても、この後どの様な対策を取るのか知りませんが、川を一部何かやったとしても、それをカバー出来るだけのことは私は出来るとは思わない。

私は小さい時、尾幌の山奥に居ましたが毎年洪水がありました。今は尾幌川は直線化していますから洪水はありませんが、あの洪水は信じられない力があるんです。ですから、もし途中で流木等があって、堰き止めみたいのが起きて、一気に川が大きな流れになるということも考えられる。その時にはどういう川になるかということも、十分考慮しなければならない。その様なものを考えた上で橋を造るというのが、私は筋ではないかと思う。このまま完成で終わりですか。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 今回、北海道の大雨資料に基づいて10年確立の計算によると申し上げておりますが、一般的に1級河川、或いは2級河川、大きな川は50年確率となっているようでございます。その他の河川は10年です。

この川の予備調査において、上流域で行った国営門静土地改良事業で行っていますが、川は10年確率で計算されております。同一河川で確率年を変える理由がないということでございます。

それから、川幅20.6mというのは、橋の下を斜めに計算したものではなく、あくまでも川を垂直に横断した形の川底でありまして、この数値については、第3回定例会で一般質問での要求資料として示させていただいた、新設ホマカイ橋の中にも20.6mと表示をさせていただいているところでございます。また、そのままでは橋桁から川底まで2m程度しかないものですから、大雨が来た時に2mしか流れないと。つまり、その先に水が流れるのであれば、ここの断面は深くすることで少しでも流れるという断面計算であります。そういったことから、掘削ですね、こういったことは今後も注意監視が必要になると考えております。

古い橋の橋脚の横を走るような状況があった場合であります、その計画を超す雨量が降った場合には、今度は行き場所がなくなるということでございます。これも新しい橋が堰き止めを防止するために、この河川幅・川底の断面確保を続けていくということであり、ます。水位は橋の下流側に水が十分に行く量を確保できれば、水位は同じくなるものと考えております。最悪の事態、去年の台風のことを考えると、あのことは当然想定しておりますので、再びあれが来た場合には、その写真を見たよりも遥かに高い位置に、一部堰き止めするような形で現れるかと存じますが、その場合においても川全体の水面は、水が下に流れることによって同程度を確保すると考えております。

それから、氷が流れて来た部分でございます。今回、新しい橋と古い橋の間にあった、さらに古い橋の橋脚三つを取り除かせていただきました。これは、川の流れを文字通り阻害していることと、そこに氷が乗り上げる、さらにその氷の上に氷が乗り上げるということも防げるものと考えておりますので、まずはその部分の氷の影響は少なくなると考えます。今回、そういった古い橋梁の橋脚を取ったことで、水流、或いは方向が変わるものと予想されます。ですから、今後の氷の流れ・水位については、勿論日常の管理を含めて留意するということでございます。

水道管については、現在、それを防御するという対策工事は施されておりましたが、今年の冬、或いは来年の冬に観察していきながら、必要な対策があれば講じていくことになるだろうと思います。

なお、今後の工事については現設計が出来ておりまして、この12月に今年度分の工事発注ということで、契約自体は議会の議決を得なければならない大規模工事でございますので、12月の定例会で上程をさせていただく予定となっております。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） ただね、川は侮ってはいけないんですよ。それから、氷とか流木とか流れる物は、時には重なる場合もあるんですよ。そして、水面と同じ高さで流れて来るわけではない。水面に隠れている部分は多いけれど、出ている部分もあるんですよ。それが場合によっては、重なり合うんですよ。そうすると、今回はすれすれで大丈夫だと思っていれば、たまたまそこに物が流れて来て一つ引っかかる、それによってどんどん溜まっていくことも考えられる。そういうことをきちんと考えないと、木は根っ子がある場合がありますから、流木なんかは、そうすると頭のほうは平かもしれないけれど、急に根っ子があって、それが一つ引っかったことによって、次の木が引っかかると。氷だって割れて

しまえば縦になったり横になったりするんですよ。自然現象なんだから予測不可能なんですよ。

ですから、現状をどうしても変えることが出来ないのであれば、橋の両側を、安全のための水路を確保しておく。普段は一滴の水が流れてなくても、洪水時にはそこから水を逃がすことが出来る、そういう物をこれからでも確保すべきではないかと私は思うんですよ。その様なことをやった上で、まだ起きるのかどうなのかをね、だって80ミリであんなんですから。この前は、たまたま台風が南の海上へ逸れていったり、温帯低気圧に変わってしまった、そういうのが続いていますけれども、今度どんな雨が降るのか、もう去年の台風18号みたいなことは起きないんだという確信が持てれば、私は良いと思いますけれど。

町長どうですか、潤沢な財源ですよこれは。ちょっと拙い所があったということで、改良したいという手続きを踏まれたほうが良いのではないですか。何か事故があってから、いやいや間違っていたとなるより。私はそれのほうが良いと思いますが、如何ですか。

●副委員長（中川委員） 町長。

●町長（若狭町長） 専門的なことにつきましては担当課長に答弁させますが、今回の谷口委員の色々な質問を聞き、また担当課長の答弁を聞きましてですね、やはり安全確保というものは、どうすべきであるかということが最も重要であるという、町長としての責任である、住民の生命と財産を守るという使命があるわけであります。

そういう中で、昨今のご承知のとおり、議論にもありましたとおり、色々な事象の中で大きな被害があるわけでございます。そういう意味におきましては、説明資料として提出させていただきましたが、大きい3で、今後の対策等を検討してまいりたいという説明資料となっておりますわけでありますが、私としては、このことを十分に踏まえながら、安全を確保して行くべきことであろう、行かなければならない、その様に考えておりますので、この点をご理解を賜りたいと思います。

さらに、両側を掘ったらどうだということについては、担当から答弁をさせます。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 現在進行中の橋、さらに工事発注になるわけですが、その際に橋の横と言いますか、丁度橋が出来ていますその横に取付け道路が付くんですが、その部分を指すことにはなりますが、そこに水路を設けるべきではというご意見であります。

私共、この設計、或いは門静地区の冠水問題に対しまして、この橋の付近の川の増床で周囲へ溢れる時には、既に国道近くの、国道よりは下流になりますけれども、既に門静市街地側のほうに道路下、或いは上を通っている状況を確認しております。これは頻繁に起きている状況で、その水は門静集会所裏まで達している状況もございます。そういう状況は、この警戒雨量を超えた場合となりますが、今後も当然あります。

橋に関わらず、橋に到達する前の水を少しでも門静地区で処理出来ないかと、そういったことも考えて行かなければならないということで、要は設計上、今あそこに水路を造る

ということは、その必要性について説得力に欠けるものであって、関係省庁にはお願い出来ないものと私共は考えております。資料としてお配りをさせていただいた、最後の「橋梁の架橋に関わる洪水時の危険の除去の説明資料」として、色々と書かせていただきましたが、この内容で今後検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

●副委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 私は後々禍根を残すようなことを、していただきたくないと思うんですよ。それで、門静のほうに抜けるようなことが考えられているのかどうなのか、そのあたりの説明がちょっとありましたけれど、それだって地域の皆さんの合意が必要なことだと思う。合意がなければ、それも不可能になるわけですよ。

それから、私は安全パイと言うか、そういうものを確保しておくことが、無用の長物になるか、或いは造っておいて良かったとなるか、ちょっと自分で提案しておいて分かりませんけれど、あの時あれをやっておけば良かったのに、とならないようにしておくことが大事ではないかと。

上流については、今度は抜くから大丈夫だというのであれば、いやいやお前の心配し過ぎだということになるかもしれませんが、もしそうやるにしても、それ自体非常に困難なことが一方では伴うのではないかなと思うんですよね。それらも含めて、この橋については、ただ工期に任せてやってしまえば良いんだとなったときは、上にいる人間が住んでいたのが悪かったんだということにはして欲しくないですよ。

自信があるんだったら、やっていただきたい。だけど、自信がないのであれば、1回踏み止まって考えて欲しいということを申し上げて、私は終わります。

●副委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 資料でお答えした色々な対策については、順番等もありますし、着実に推進して行くことが必要と考えておりますが、特に門静の裏については、川の水が一気に溜まるということではなく、じわじわとあの湿地帯に池みたいに溜まります。それが最終的に、その池が溢れる状態で近くにある窄渠というもの、これは門静郵便局のほうに国道を横断していつている所ですが、そちらに注がれているということですが、それを池が溢れる前に強制的に引っ張るのではなく、池になる前の状態で管渠に吸い込ませるということも地域の人には有効ではないかと、実は一緒に考えてくれております。そういった、今ある施設も有効に活用しながらやって行きたいと、その様な内容でありますけれども、まずは出来ることを早めに着実に推進してまいりたいと考えているところでございます。

●副委員長（中川委員） 他に、2項 道路橋梁費ございませんか。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） なければ進めてまいります。

225ページ、3項 河川費。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 231ページ、4項 都市計画費。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 5項 公園費。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 233ページ、6項 住宅費。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 241ページをお開きください。

8款・1項 消防費。

6番、堀委員。

- 6番（堀委員） 災害対策ということでお聞きしたいんですけども、気象観測施設、厚岸町では太田に気象庁の観測所がありますが、それ以外に厚岸町において気象観測施設、例えば降水量とか積雪量とか気圧・気温とか風向とか、その様なものを測るような設備、確か雨量計は1台あるのかなと私思っているんですが、それ以外にもあるのかどうか。また、1台だけではなくて雨量計も何台もあるのかということを教えていただきたいと思います。

- 副委員長（中川委員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） 太田観測所以外は厚岸町にはありません。独自の物もないと。

- 副委員長（中川委員） 6番、堀委員。

- 6番（堀委員） 建設課のほうに確か雨量計があったと私理解していましたが、あれはそうするとただ単にゴミと思って良いんでしょうか。

- 副委員長（中川委員） 建設課長補佐。

- 建設課長補佐（水上課長補佐） 建設課のほうに雨量計はございました。去年、器械が壊

れてそのまま状態になっています。

●副委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●6番（堀委員） そうすると、壊れてからは新たな整備をする予定もないのかなと。例えば、昨年9月にも大変な豪雨とかもありましたが、その様な時に太田観測所のデータだけではなく、近年では集中豪雨というか、地域的な豪雨も結構降るようなものが見受けられた時には、この様な物が厚岸町にも1台でもあれば、例えば太田が降らなくても下のほう降るような時には、災害対策にも使えるのではないかといった中では、ある施設については、もっと有効活用すべきではないかと思ったものですから、お聞きしたしましたが、そういうことで整備をして行こうという考え方はないのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後4時28分休憩

午後4時29分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。

●総務課長（會田課長） 確認の結果、国では開発建設部になりますが、尾幌と宮園にそれぞれ雨量計の設置をしているようです。北海道では尾幌川、それと厚岸町内では別寒辺牛川、それと奔渡、それに加えて苫多、町内ではこの四つ、北海道の建設管理部で雨量計を設置しているということです。

●副委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●6番（堀委員） 国や北海道の雨量計が、例えば、厚岸町での災害対策においてその様な活用というものがされてきたのか、今までされてこなかったのであれば、やはりこの様な物があるのであれば局地的な豪雨とかに、このデータを直ぐに貰うことによって避難準備・注意などということで、限定地域にだけ流すことも出来ると思いますが、今まではその様なことをやっていると聞いたことはありませんが、これからはその様なデータを取っている所があるのであれば、リアルタイム情報ということで活用の仕方があるのではないかと思います、如何でしょうか。

●副委員長（中川委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。先程、建設課の補佐からお話がありました雨量計が役場に付いているということにつきまして、色々と経緯を調べましたが、必要でありますと、私は修理をしなければならないと考えております。不必要であれば破棄を

すると、当然なことであります。

さらには、それぞれの雨量計の活用であります。私も認識不足でございまして、質問があつて初めて、雨量計が厚岸にこんなに有るんだということを承知したわけでありますので、今後の災害対策として連携を密にしながら、それをどう有効活用していくべきかということを検討させていただきたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●副委員長（中川委員） 他に8款 消防費ありませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進めてまいります。

247ページ、9款 教育費、1項 教育総務費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 255ページ、2項 小学校費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 265ページ、3項 中学校費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 273ページ、4項 幼稚園費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 5項 社会教育費。

9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） 9款・5項、286ページ。6目、情報館運営費、ここでお尋ねをさせていただきます。

286ページ一番下、18節の1,010万、支出済みが1,009万9,984円ということで図書教材購入費、ここでお尋ねをさせていただきます。この数字ですが図書の購入費はこの数年、大体この位の数字で推移をしていると理解しております。委員長、ここでお願ひしたいんですが、購入費に関わる利用者数についても広げたいのでお願ひいたします。

決算の数字が予定どおりに推移してきていると。この数年こういう状況にあります、利用者数の実態、私が考えるには潮見高校が翔洋高校に統合されまして、高校生の利用が若干落ちてきているのかなと、この25年度にも影響しているだろう。そうした中で利用者数の動き、でも依然として1,000万の図書購入費の予算計上で承認してきていると。これ

らの動向について、利用者数の実態と図書貸出件数、僕の考えでは学校の影響があるのかないのかも含めて、利用状況というものを説明してください。

●副委員長（中川委員） 教育委員会、生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） ただ今の質問であります、利用者ということですが、入館者と貸出冊数という部分では、入館者の部分では約3,400人余りが24年度と比べて落ちております。貸出冊数につきましても6,472のマイナスということで、これも落ちております。やはり基本的に児童・生徒の数が減っているのも大きいですし、今仰られました潮見高校が22年から閉校になったということも影響しております。さらに、スマホとか電子辞書の普及によりまして、やはり利用者数が減っているというのは事実であります。

そういう中で、我々としましては年代別の貸出総数を調べておりまして、これからは基本的には20才以上の一般向け、成人向けのサービスを充実させていきたいと考えております。

●副委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） 私は前年度の数字と比較したんですが、そんなに差はないんですよね。しかし、今聞きましたら、若干落ちてきているということで、マスコミ等でも子供たちの読書離れ、読む機会が減ってきていると。電子関係のものに移行しているという中で、毎年同じような1,000万円。そうしますと、予算を運営費の中でも相当なウエートを占めていると思う。低いとか高いとかということではなく、利用していただける皆さんの、入込み数もそうですし、貸出し件数もそうですが、本が良いのかどうなのか、情報館ですから時代に合ったものに、今後の数字に反映させていくと言うか、世代を探すとか、そういう視点を変えなければならない時に来ていると思うんです。

同じ予算計上だよ、人数は若干下がってきていますよ、少子化もありますよ、それは分かりますが。やはり、厚岸町が情報館を折角開いて、管内よりもここに投入しているわけですから、例えば本一つをとってもより魅力のあるものにするとか、そういう努力というものがいいのではないかと、このへんは如何でしょうか。

●副委員長（中川委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私から答弁させていただきます。確かに利用者、個人貸出しで言いますと、約1,000人程の減少だと押さえておりますが、下がってはきていますが、実は学校教育との絡みの中で、この前、学力テストの色々なことをお話させていただきました。子供の読書力が落ちているというのが、実は応用力の欠如に繋がっているのではないかと考えておりまして、学校図書館の活用とそれをバックアップする情報館の活動というのが、これから尚更必要になってくるだろうと思っています。

その中で、今まで途切れていた、情報館は情報館で子供に対するサービスをする、学校は学校として授業を組み立ててくるという形で行っていましたが、中々そのことが子供た

ちの読書、或いは授業の中での図書の活用に繋がってきていないと。私はこのところにもう少し力を入れていかないと、子供たちの学習も上がっていかないと考えておりました、今後、情報館が一つには20代以降の利用の発掘も大切ですが、少なくなる中でも、今こそ子供たちの読書に力を入れないと、応用力・生きる力を育成する中では難しい、それに力を入れていかなければと思っているものですから、もう一つ違う展開として、そのへんの活用が必要になってくる、今はその時代でもないかと考えているところです。

●副委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） 大変心強い答弁をいただきました。当然、子供たちの学校との連携ということで。ただ、もう一点ですね、やはり魅力のある情報館がどの様な本が良いのかも含めて、購入するにしても、地の利と言いますか、やはり近い所、駅で待つ時間とか、色々条件があると思いますが、厳しい中でも魅力のある、利用していただけるような書物と言いますか、そういうものも含めて実施にあたっては、金額が高いとか低いではなく、予算がずっと同じですが、このへんは少し検討していただきたい思います。

●副委員長（中川委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 一つのパロメータというのが図書館にはありまして、人口一人当たりの購入金額が大きな影響があると私は思っています。勿論、魅力的な図書の内容にも追求すべきですが、もう一つは色んなリクエストにも数多く応える中で、利用者の発掘もしていくことが必要ですし、もう一つは先程言ったように、公共図書館の児童サービスというのは、ある程度受け身のところがあると思っています。これを学校教育と結び付けていくことによって、一つは積極的な読書推進に繋がっていきまして、今後の展開の中で、それも含めて魅力ある指導内容について検討してまいりたいと思います。

（「いいです」の声）

●副委員長（中川委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進めてまいります。

289ページ、6項 保健体育費、

（なし）

●委員長（佐藤委員） 299ページ、10款 災害復旧費、2項 農林水産業施設災害復旧費。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 3 項 公共土木施設災害復旧費。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 4 項 文教施設災害復旧費。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 5 項 その他公共施設災害復旧費。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 11款・1 項 公債費。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 12款・1 項 給与費。

6 番、堀委員。

- 6 番（堀委員） 特殊勤務手当についてお聞きします。特殊勤務手当、厚岸町職員等の特殊勤務手当に関する条例によって定められておりますが、何業務について、業務に携わった日、日額幾らと定められていますが、この中で月額の支給になっているのが二項目あると理解しています。一つは第3回定例会で改正可決した医師の研究費でしたか、それに係る特殊勤務手当ですね。もう一つが町営牧場の牧野管理に関する特殊勤務手当が月額となって、こちらは月額5,000円となっておりますが、牧場に係る特殊勤務手当の25年度の支給状況はどの様になっているか、教えていただきたいと思います。

- 副委員長（中川委員） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） 牧場の管理業務手当ですけれども、25年度につきましては現在支給の対象者は8人おまして、年間で1人につき6万円で48万円。それで支給対象が正職員と嘱託職員にそれぞれ支給しておりますので、合計で48万円ということであります。

嘱託職員につきましては賃金で支給している状況ですので、この中では見えてこないということになりますが、全体では嘱託職員・正職員合わせて48万円の支給と、金額については同額ということになっております。

- 副委員長（中川委員） 6 番、堀委員。

- 6 番（堀委員） 牧場管理の特殊勤務手当ということで、これは何故月額なんでしょうか。

本来、特殊勤務手当というのは、その業務に携わった時に、その日一日当たり幾らと支払われるものではないかと私は思う。これが月額となっている理由、また8人が常時365日ではありませんね、一月20日間なら20日間の勤務日において、必ず条例に書かれている預託牛の移動・飼料調整作業というものに携わったのかどうなのかという。その確認というものは取れているのかどうかも含めて、何故月額でなければならないのかということを確認したいのですが。

●副委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） この特殊勤務手当につきましては、平成16年に見直しをして、平成17年から条例の全部改正によって現在の条例になっておりますが、この際に牧場管理業務手当について検討した結果、医師の医学研究手当を除いて他の業務手当については、その出勤の時に発生する業務ということで考えています。

この牧場管理業務手当につきましては、内容については育成牛の移動ですとか育成牛に関する作業、それと飼料調整作業に従事した時ということで、その勤務に当たる場合については、この業務が月のほぼ100%に近い形でこの業務が行われていることから、日額ではなく月額で支給すべきということで検討して、今に至っているということでございます。

●副委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●6番（堀委員） 日割りで計算できるのであれば日割りですて、例えば21日間であれば5,250円とか22日間なら5,500円と本来であれば支給すべき、これは単純に5,000円を20日で割った計算ですが、その様な形ですべきではないかと。特殊勤務手当の性格として、その業務に携わっている、当然休暇を取って休む日もありますし、出張で居ない日もあるわけですから。その出張の日にかが何割かといったときに、特殊勤務として月額で支払うのが適当なのかという疑問として出るんですが、これについてはどうなのでしょう。

●副委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 医学研究業務手当もそうですけれども、あとは以前、改正前にあった自動車運転業務手当ですとか、その業務を本務とする職員に対して、日額ではなく月額として支給をすべきということで、これまで行っているもので、それを日額にして細かく計算することの意味合いというものについては、今の現状のままで月額のほうが、その方々の支給についてはよろしいのではないかという考えを持っております。

（「分かりました」の声）

●副委員長（中川委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ進めてまいります。

13款・1項 予備費、ありませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（佐藤委員） 次に、309ページ、実質収支に関する調書です。

6番、堀委員。

●6番（堀委員） 財務書類4表について資料請求もしておりまして、まとめという形で言うわけではありませんが、単に他に聞く所がないものですから、ここで聞かせていただきますが、私の要求した資料は大体網羅していただきました、ありがとうございます。

今までの財務4表は、ただ数字だけが載るよりも、この様に科目の説明や作成方針があることによって、厚岸町の財務4表の正確性というか担保にもなると思うので、今後この様にしていって貰いたいと強く思うところであります。

財務4表については、総務大臣の通達もありますが、公表すべきということになっておりますよね。当然、厚岸町においても平成25年度決算、これが終わったら間髪置かずに財務4表並びに作成方針等をホームページ等で公開されると思うんですよね。昨年までは全然その様なものは公開されておりませんから、しかし、きちんとした書類としてあるのであれば公開すべきものとして、早急に本決算の認定が終わった後には載せるべきと思いますが、如何でしょうか。

●副委員長（中川委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 24年度の決算からですね、この様な帳票を用意させていただきました。それと、ご質問者が仰られるように、これがどういう形で作られたのかという附属資料についても、今回用意することが出来ましたので、この後ですね、公開に向けての準備をさせていただきたいと考えているところでございます。

●副委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●6番（堀委員） その上で、貰った資料の中で何点か分からないというか、疑問に思ったものを質問しますが、貰った資料の3ページ、有形固定資産の耐用年数表をいただきましたが、例えば保育所とか住宅といった中で、耐用年数が30年とか40年になっていますが、これら建物関係については構造等によって当然耐用年数が変わってくると思いますが、木造であったり、耐火構造であったりで耐用年数が変わってくるのではないかと。それが一律に一括りの中でやってしまうと、例えば15年・20年の償還耐用年数のものであれば、ゼロになりながらも実際にはまだ10年間あるような数字になるということでは、如何かと疑問

に思ったので教えていただきたいのと、できれば構造別の耐用年数が分れるのであれば、そうすべきではないかと思います。

次のページの有形固定資産明細書ですが、この中で高等学校とありますが、この高等学校がどの様な財産なのか全然思い当たらなかったものですから。高等学校財産、これについては土地が497㎡で、取得価格が2,008万7,000円で、残存でも400万程あるという財産ですが、どの様な財産なのか教えていただきたいと思います。

副委員長（中川委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） まず、有形固定資産の耐用年数の考え方でございます。これについては、総務省が今回の改定モデルということで、一律に指し示した基準の中で作成させていただいておりまして、総務省は木造であるとか鉄筋コンクリートであるとか、その様な色分けはしない中で、この耐用年数表を全国の市町村に指し示しているものでございます。確かにご質問者が言われるように、構造によって耐用年数が違うのではないかと思います。

ただ一つですね、これについての考え方としてですが、通常はこういった固定資産を取得する時は、建設事業として普通は整備いたします。この時に長期の町債を発行いたします。これは地方財政法で制約がございまして、その施設の償却年数を超えて借入れの償還年数を設定してはいけないという縛りがあります。ですから、例えば保育所30年という事例を出ささせていただきましたけれど、今、保育所を仮に建てたとするならば、償還年数はどういう構造であれ最大25年となつてございます。ですから、そういった状況の中で設定されているのであろうと推測しているところでございます。

それから高等学校ということですが、具体的に答弁をしたほうがよろしいでしょうか、どれだということ。

（「はい」の声）

- 税財政課長（小島課長） ちょっとお時間をいただいても良いですか、具体的な答弁となると。

町内には翔洋高校と廃校になりましたが潮見高校がございまして、これに係る財産、係る町で持っている財産がこの区分になっていると推定されますけれど、もう少し具体的にとなれば、もう少し時間をいただいて、中身の資料を確認させていただきますけれど、よろしいでしょうか。

（「いや、分かりました」の声）

- 副委員長（中川委員） 6番、堀委員。

- 6番（堀委員） 大体分かりました。中々直ぐに分からないものについては、時間をおいた中で、私のほうで聞きに行きたいと思いますのでお願いします。

先程、財務4表については、公開について早束手配をするという答弁いただきましたが、今現在の厚岸町のホームページには、平成24年度財政状況資料集というものが載っていますが、この中でこれはあくまでも平成24年度ですが、市町村財政比較分析表というものが載っています。こちらには将来負担の状況とか公債費負担の状況といったもので、なお且つその下には、財政構造の弾力性とか定員管理の状況といったものが書かれておりますが、24年度において類似団体内順位が44番目中44位のものが非常に多いんですよね、要するに一番悪いと。一番悪いとされているものが多々あるんですよ。

定員管理の状況ということで、人口1,000人当たりの職員数では最下位です、人口1,000人当たりは18.91人。人件費・物件費等の状況についても44番中43位とか、主に人件費ということで、他の類似団体と比べると低い状況が、悪い状況が見受けられる。これの改善方法についても横のほうに小さな字ですけどもあります。

25年度は一部施設については民営化がありました。それで、これらの改善というものが数字となって現れてくるのかどうなのか、これについてお聞きしたいと思います。

●副委員長（中川委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問者は24年度の決算についての分析表を基にご質問されてございました。この作成する手続きといたしまして、決算の認定をいただいた後に、道を通じて総務省に色んなデータが今集計されつつあります。速報値の中で集計は行っているんですが、それが出揃うのは25年度の決算については、来年の3月か4月・5月あたりで分析が進むスケジュールになっています。ですから、今仰られている25年の中で色々な改革になったことが、どの様に分析表の中で反映されて、類似団体の中での順位がどういう位置づけになっていくのかということは、もう少し、半年くらい先以降になるというスケジュールでありますので、ご理解いただきたいと思います。

●副委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●6番（堀委員） それは当然、他の団体の決算も出揃わなければ出ないというのは、十分承知しているんです。数値だけを見たときに、例えば人件費といった中では厚岸町は44番中44番目で、平成24年度については27.8でした。これが25年度決算において数値としてどれだけ改善されたのかということをお聞きしたかったんです。これら改善された数値について聞きたかったんですよ。この表の最新の25年度版というわけではなくて。

●副委員長（中川委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問者、25年度の決算に置き換えると、この数値自体が幾らになるかというご質問でございましたけれど、申し訳ございませんが、今この解析についてもですね、全国のスケジュールの中で、総務省からスケジュールが示されまして、これに回答する形で分析ということも行います。それを前提にして、まだ計算はしていないものですから、申し訳ありませんが、今は即答できないという状況にあることを、ご理解い

ただきたいと思います。

●副委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●6番（堀委員） 決算認定として出す以上は、改善の数値というものを知らせるべきではないかと、知らせられる様にすべきではないかと。出したものについては、総務省から貴方の町は25年度は26.8ですよとかいう数字ではないですよ、こちらから数字を出すんですよ、ちょっと分からないんですが。それであれば、決算認定に際して数値として出しておいて、報告が出来る状態にすべきではと思いますが、如何でしょうか。

●副委員長（中川委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 今までは総務省のスケジュールに合わせてまいりましたが、ご質問者が仰られるとおりの厚岸町の部分だけを計算しようとするならば、計算式が変わらない限り前年度と同じ数値を計算することは可能でございますので、今後はそういったことも合わせて検討させていただきたいと思います。

●副委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●6番（堀委員） 全体的な話に戻りますが、結果的に人件費関係が大変高いといった中で、例えば人件費に係る経常費比率、これはあくまでも平成24年度ですけれども、27.8%で類似団体平均と比べて極めて高い水準にあるという中で、これは民生部門・農林水産部門・教育部門の職員数が、類似団体と比較して多いことが主な要因である。民生部門では、保育所や児童館などの外部施設が多いこと。農林水産業施設では、町営住宅やきのこ菌床センター・カキ種苗センターなどの外部施設が多いこと。教育部門においても、海事記念館や情報館・温水プールなど外部施設が多いことがあげられる。今後は人口減に対応した定員管理計画を策定し、人件費の抑制に繋がる施策を行うなど、従前の給与独自削減によらない削減を進めると書いています。他の所でも人件費に係る分については、大体同じことを書かれています。

そういったときに、25年度の民営化といったものが実際にはありましたが、これ以外にも今後民営化というものが、24年度の決算の資料の中では既に考えられていたのかという話になると思いますが、25年度に行われた民営化を含めて。それであれば、今後、先の議会では他に民営化をしようとする施設はあるのかという問いには、無いという答弁はあったと思いますが。ただ、実際に財政的な分析だけを見た時には、既にその様なものが考えられていたのではないかとありますが、この点については如何でしょうか。

●副委員長（中川委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。類似団体との関係ですが、同じ人口数でも予算規模でも、今言ったように公の施設が多い所は、みんな町職員ですから、当

然多くなるんですね。そうすると、人件費が増えてくるということですから、中身を精査しないと、類似団体だからこうだという議論、私も精査してまいりたいと思っています。

実はですね、私が町長になりましてから、財政運営基本方針というものを作らせました。第3次まで終わったわけであります。今は原課に指示を出しております。健全財政を維持するためには、第4次の財政運営基本方針を速やかに作れという指示を出しているところでございます。そういう意味においては、原課で色々と堀議員からのご指摘も含めまして、これからの厚岸の財政をどの様に持っていくかということが決まるわけでありますので、今ご指摘がありました点も胸に受けながら、これからの財政運営の健全化を目指して、行政の運営に当たってまいりたいと考えますので、ご理解賜りたいと存じます。

(「よろしいです」の声)

●副委員長（中川委員） 調書で他にございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ進めてまいります。

次に、310ページから319ページまでは、財産に関する調書です。

(なし)

●副委員長（中川委員） 総体的にございませんか。

(なし)

●副委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●副委員長（中川委員） 異議なしと認めます。よって認定第1号、平成25年度厚岸町一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

●副委員長（中川委員） 委員長と交代のため休憩します。

午後5時20分休憩

午後5時22分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。

●委員長（佐藤委員） 次に、認定第2号、平成25年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

●委員長（佐藤委員） 324ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 国民健康保険税。

10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） ここで不納欠損についてお尋ねしたいんですが、国民健康保険税は重税感が非常にあるというか、不納欠損も額が医療給付費分だけでも671万円という状況ですよね。不納欠損は年度毎で見ますと、増えているのか減っているのかどうなんですか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） まず去年との比較でございますが、全体の中では件数では25年度が65件でございました。昨年は76件でございます。11件の減ということになります。金額については、逆に98万208円の増と、若干の増になっているという状況でございます。

この傾向が減っているのか増えているのかという状況でございますけれど、過去には1,000万円を超える2,000万円相当の不納欠損という時期もございましたけれども、最近は大体このあたりの数字で推移しているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） いただいた資料を見ますと、滞納額は確実に減っているように思いますが、額では減っているかもしれませんが、全体の保険者の数というか、そういうものと比較してはどうかと思うんですよね。そのあたりはどの様に考えているんでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 国民健康保険に関わる保険者の数ということでございます。25年度末では世帯数で1,841世帯、保険者数では3,753人となってございます。この数字を、例えば平成20年4月の数字と比較いたしますと、この時の数字が世帯数で2,138世帯、保険者数で4,713人でございまして、総体的には世帯数・保険者数とも下がっている状況にございます。

ご質問者は未納者数との関連ということで仰られていました。今回の未納者の数字の状況の中では、町税の所でもお話しさせていただきましたが、滞納者の数については国保についても連動するように、未納者の数は減ってきてございます。

その要因としては、過去に滞納された方は、ご本人の努力によって納付を継続していただいて、滞納分も納めていただいた額もございまして、それから現年の収納率も実は 97

%を超えたということで、昨年が94.6%です。今年度は97.18%ですので大幅に上回りました。実は97.18%というのは、厚岸町の町政史上最高の率でございます。ということは、少ない保険者の中ではございますけれど、一定の保険税の納付をいただいたということで、国保会計の健全化にも寄与していただいているという状況になってございます。

残念ながら、保険者数が少なくなってくるということは、納付をいただく方も自然減というのは、これからも人口が減っていく中では、想定されることではあるかなと思っておりますけれども、未納者の数も減っている、未納額も減っている状況にありますので、これからの負担が増えていくという状況にはないと、いわば改善の方向に向かっているんだということで、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） ただね、数の上では減ったと見ていますが、保険者数がすごく減っていますよね、世帯もね。そうすると、滞納されている、或いは不納欠損に至る割合というのが、どうなのかということなんです。何か今は非常に良い方向に行っていますという説明を受けていますけれど、以前は2,138世帯あった内の何%がそういう状況にあったのか。そして、25年度は1,841世帯しかないという時に、不納欠損、或いは滞納世帯がどの位あるのか、その割合を比較すると、以前と25年度ではその占める割合は増えているのか減っているのか。数だけでは言えないのではないかと思います、そのあたりはどうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問者のご質問の趣旨は十分理解できます。不納欠損の対象となる方々は、これまでは納めることが出来なかった人、それぞれ法に基づいて5年の時効に達したということですので、滞納分が課税された年度は5年以前の分となります。現在は保険者数も減っていますが、その5年前以前もそれまでの5年と比較すると、減っていることは確かでございます、その割合で言うと、はっきりとは計算していませんが、同じくらいの割合で推移しているかもしれないと、これは想定ですが、ザックリした私の想定でございます。そんなに改善しているかどうかということとは言えない。

ただ、不納欠損というのは、5年を経過したから直ちになるというものではなくて、先程の税外の所でも議論がありましたけれど、本人が納付の意思を示していることを確認している間は、ずっと納付をしていただくということが当然でございます。一時生活状況が思わしくないけれども、好転して滞納分を納めるような状況になったということも当然ございます。最近はその傾向が少しずつ強くなってきているのではないかと思います。というのは、平成22年の時には2,500万円程滞納分の納付がございました。23年度は3,000万円程、24年度は3,800万円程、25年度も約3,000万円近くの滞納分での納付がございます。なお且つ、現年度分も収納は高まってきているということでございまして、最高の滞納額というのは平成22年度で1億9,200万円ございました。これが、この3年間で約6,000万円程です。ねえ圧縮することができました。ですから、納税義務者も減っていますけれども、この

未納額も、それと比例する関係にはありませんが、過去の部分ですから、この部分も圧縮する形になってきたということで、これからの保険財政の中でも大きく寄与して行けるのではと思っています。

保険者が少なくなると、保険財政も大変な状況にありますけれど、こういった収納率を、多く納めていただいて収納率を確保して、過去の滞納分もある程度解消していければ、何とか一般会計からの繰入れ、町税のほうの投入も最近では基準内で収まるレベルまで圧縮出来ています。過去には赤字を出した時期もございましたが、最近は健全化の傾向にもありますので、これをもう少し維持していければ何とかなるのではないかと考えているところでございます。

(「いいです」の声)

●委員長（佐藤委員） 他に1款ございませんか。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3款 分担金及び負担金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 4款 国庫支出金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 5款 療養給付費等交付金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 6款 前期高齢者交付金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 7款 道支出金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 9款 共同事業交付金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 10款 繰入金。

9 番、南谷委員。

●9 番（南谷委員） 10款、繰入金。一般会計からの繰入れですが9,785万8,798円、ここでお尋ねをさせていただきます。対前年で質問をさせていただきたいと存じます。

平成24年度の決算では、私の記憶では繰出基準分と基準外、基準分が1億580万6,000円だったと。その他に一般会計の負担分として二本立てで339万1,000円、繰出基準外分として482万8,000円、この3本で1億1,462万5,000円という決算額だったと思います。

今回、9,785万8,000円が計上されていますが、1,600万円程対前年比は下がっています。それで、基準分と基準外が今年はどうなっているのか、まずお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。24年度につきましては、委員が仰られたとおりでございます。25年度の基準外・基準内の関係ですけれども、25年度の基準内につきましては9,713万3,848円、それと保健事業に関わる部分が72万4,950円、基準外は25年度につきましては0円ということで、合計9,785万8,798円となっております。

●委員長（佐藤委員） 10番、南谷委員。

●9 番（南谷委員） 委員長、1回で終わらせたいので、総体収支まで広がりますが勘弁してください。

今の説明ですと、対前年比で比較すると基準外がゼロだということですね。色々動きはあるけれども、国保会計上の大雑把で良いですから、平成25年度の決算時点での数字の動きについて、大きな捉え方でお尋ねさせていただきます。差額の分は基準外で入れるわけですから、その部分はゼロだと認識をしています。

国保会計というのは、どうしても次年度に跨がって返還金などが発生しますが、平成25年度については、一番最後のページを見ても残高が残ったということで捉えると、平成24年度よりも運営上、町としては良かったのかなと理解をさせていただきましたが、実際のところはどうかかなと、次年度に跨がる返還金とか色々な問題もあると思いますが、表に表示されている数字だけで、私の判断ですと、最終的には前年度よりも良かったのかなと。

そういう観点から、そうしますと、気の早い話ですが、町民からいただいている国保税は、そういう見地からするとどうかかなと、今後の見通しも含めて。私だけの推測であれば、これからも上げなくても大丈夫でないかなとか、そういう安易な判断に立つんですが、国保会計を担当している担当課としては、更には大きな課題ですとかがあるんでしょうか。そのへんも含めて一発でお願いします。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

- 町民課長（板屋課長） これからの見通し等を含めてですけれども、確かに25年度の赤字分の繰入れが0円で、実際に2,214万円程繰越しさせていただくことになっています。

それで国保の関係ですが、次年度で精算返還しなければならないものがございまして、今年の9月の補正で3,000万何某の補正を議決いただいたところでございますが、それらを合わせますと、ほぼ25年度についてはとんとんのかなと見てございます。

そういう状況ですので、国保税につきましても今の税率で良いのかなと、私は思っているところでございます。これから先のことですけれども、医療給付の関係ですとかが年々少なくなっている状況にはありますが、こればかりはその年になってみないと分からない面もございますけれども、概ね今の流れでいくのかなという見方をしているところでございます。

（「分かりました」の声）

- 委員長（佐藤委員） 他に10款ございませんか。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 12款 諸収入、ございませんか。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳入を終わります。

- 委員長（佐藤委員） 次に、歳出に入ります。332ページからとなります。
1 款 総務費。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 2 款 保険給付費。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 3 款 後期高齢者支援金等。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 4 款 前期高齢者納付金等。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 5 款 老人保健拠出金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 6 款 介護納付金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 7 款 共同事業拠出金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 8 款 保健事業費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 9 款 諸支出金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 11 款 予備費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（佐藤委員） 352ページ、実質収支に関する調書です。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第2号、平成25年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 次に、認定第3号、平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

●委員長（佐藤委員） 357ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。
2款 使用料及び手数料。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3款 国庫支出金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 4款 道支出金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 5款 繰入金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 7款 町債。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳入を終わります。

●委員長（佐藤委員） 歳出に入ります。359ページ。
1款 総務費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2款 水道費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3款 災害復旧費。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 4 款 公債費。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 5 款 予備費。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。

- 委員長（佐藤委員） 367ページ、実質収支に関する調書です。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第 3 号、平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（佐藤委員） 次に、認定第 4 号、平成25年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

- 委員長（佐藤委員） 372ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 分担金及び負担金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 2 款 使用料及び手数料。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3 款 国交支出金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 5 款 繰入金。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 6 款 諸収入。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 7 款 町債。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳入を終わります。

●委員長（佐藤委員） 歳出に入ります。376ページ。
1 款 下水道費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3 款 公債費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 4 款 予備費。

(なし)

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（佐藤委員） 386ページ、実質収支に関する調書です。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第4号、平成25年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（佐藤委員） 次に、認定第5号、平成25年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

- 委員長（佐藤委員） 391ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。
1 款 保険料。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 2 款 分担金及び負担金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 3 款 国庫支出金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 4 款 支払基金交付金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 5 款 道支出金。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 6 款 財産収入。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 7 款 繰入金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 8 款 繰越金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 9 款 諸収入。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳入を終わります。

●委員長（佐藤委員） 歳出に入ります。397ページ。

1 款 総務費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2 款 保険給付費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 4 款 地域支援事業費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 5 款 介護給付費準備基金費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 7 款 諸支出金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 8 款 予備費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（佐藤委員） 413ページ、実質収支に関する調書です。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第5号、平成25年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 次に、認定第6号、平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

●委員長（佐藤委員） 418ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 サービス収入。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 6 款 財産収入。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 7 款 寄附金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 8 款 繰入金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 9 款 諸収入。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳入を終わります。

- 委員長（佐藤委員） 歳出に入ります。424ページ。

1 款 サービス事業費。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 2 款 予備費。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。

- 委員長（佐藤委員） 438ページ、実質収支に関する調書です。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第6号、平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（佐藤委員） 次に、認定第7号、平成25年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

- 委員長（佐藤委員） 443ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 後期高齢者医療保険料。

(なし)

●委員長（佐藤委員） 3 款 繰入金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 4 款 繰越金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 5 款 諸収入。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳入を終わります。

●委員長（佐藤委員） 歳出に入ります。445ページ。

1 款 総務費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2 款 後期高齢者医療広域連合会納付金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 3 款 諸支出金。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 4 款 予備費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（佐藤委員） 449ページ、実質収支に関する調書です。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第7号、平成25年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（佐藤委員） 次に、認定第8号、平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

- 委員長（佐藤委員） 454ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款 サービス収入。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 8 款 繰越金。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 9 款 諸収入。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳入を終わります。

- 委員長（佐藤委員） 歳出に入ります。456ページ。

1 款 サービス事業費。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 2 款 予備費。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。

- 委員長（佐藤委員） 460ページ、実質収支に関する調書です。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第8号、平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（佐藤委員） 次に、認定第9号、平成25年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

- 委員長（佐藤委員） 決算書の10ページ、決算報告書、収益的収入及び支出から進めてまいります。
収入、第1款 水道事業収益。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で収入を終わります。

- 委員長（佐藤委員） 支出に入ります。
第1款 水道事業費用。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で支出を終わります。

- 委員長（佐藤委員） 次に、11ページ、資本的収入及び支出に入ります。
収入、第1款 資本的収入。

(なし)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で収入を終わります。

- 委員長（佐藤委員） 支出に入ります。

第1款 資本的支出。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で支出を終わります。

- 委員長（佐藤委員） 1ページに戻り、9ページまでは、事業報告書。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 12ページから17ページまでは、財務諸表。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 18ページから23ページまでは附属明細書。

9番、南谷委員。

- 9番（南谷委員） 15ページ、水道事業貸借対照表、ここでお尋ねをさせていただきます。

下のほうの、2 流動資産(2)未収金について3,258万1,770円の計上となっておりますが、この内訳をお聞きいたします。

- 委員長（佐藤委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） 流動資産の未収金の内訳でございますが、3,258万1,770円、この内、水道料金の未収分が3,019万6,550円。9番、南谷委員から資料要求のありましたA3の水道料金の未収状況、3月31日決算時の合計額の3,019万6,550円、これが含まれております。その他に給水工事の手数料2件で1万6,800円、それから消費税の還付金が232万1,120円、それから過年度分のメータ工事分担金が9件で4万7,300円という内訳になっております。

- 委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

- 9番（南谷委員） 資料要求をしておりますが、未収金3,019万6,550円。何件で、どのような。対象件数は何件ありますか。

- 委員長（佐藤委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） 過年度分で95件、現年度分が・・・

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 6 時02分休憩

午後 6 時04分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します。水道課長。

●水道課長（遠田課長） 申し訳ございません。水道料金につきましては、3月の使用分が3月の末で確定しますので、3月31日の決算というポイントで見ますと、3月分全件が未収件数となります。その件数は4,993件という、ほとんど全てが未収という決算上の扱いになってしまいます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） 全件、分かりました。資料要求の仕方が悪かったのですが、全件が決算時点で未収になる。正直言いまして、平成25年度末で数字を見てどうなのかといったら、毎年3,000万位の未収計上なんですよね。それは今説明がありましたが、決算時で跨いでしまうということで、5月31日が終わった時点で実際の数字の分かるものということで、資料要求をさせていただきました。出納整理の期間が終了する5月31日時点での、実際の平成25年度の滞納者の実態というのを教えて欲しいということで、資料要求をさせていただきましたが、5月31日の平成25年度レベル良いですから、この資料の一番上だけで良いですから、簡単な説明をしていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 一般会計・特別会計の出納整理期間に合わせた5月31日現在で見ますと、現年度については141万4,370円、記載のとおり大半の部分が収納されているということになります。特に水道料金の現年分の収納率は可成り高く、下の簡易水道につきましては100%ということになります。ただ、上水道はさすがに件数が多いものですから、中には中々現年度も届かないという部分がありますが、現年度分の収納率ですと99.7%、大体例年99.7%前後の収納率となっています。水道料金の現年度分については、大変良く納めていただいていると感じております。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） 右側の数字ですが、分解した数字ですよね。5月31日時点の数字を分解して、実際には一番右側の端、家事用で870万が過年度分と現年度分を合わせた家庭用の滞納金額だよと。5月31日の滞納者175件の873万3,580円が実数、この時点での未収だ

よと。それから業務用は16件で123万7,000円と理解をさせていただきました。

そうしますと、現年度分、家事用117件で111万3,000円、業務用は9件30万円と。毎年これくらいの動きをしているというのが良く分かったので、初めは恥ずかしい話、3,000万位の数字が毎年計上されるので、実際にはどうなっているのか分からなかったものですから、改めてこの表をいただきまして、出納閉鎖期間以降の制度の仕組み上ですね、毎年となると大体そんなに大きな数字ではないと。

この滞納の徴収の方法ですが、どの様にやられているのかお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 他の税外収入と手法としてはそんなに大きく変わりませんで、個人的な対応、水道料金は私法上の債権になりますので、2年間で時効を迎えてしまうということもありますので、まめに分納制約を取ったり、連絡を取り合ってやるという方法を取っております。中には居所不明というのがありますが、税外担当と連携を取りながら極力その解消に努めているところであります。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） この表をいただきまして、担当課として他の税務課のほうとも連携を取りながら、更には自分達もきちんと収納に努力をされているという数字が、初めは3,000万という数字にびっくりしましたが、実際はこのような実態になっているということなので、しっかり努力されていると理解をさせていただきました。これからも水道事業会計、税の負担の公平ということを考えると、しっかり努力をしていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） その様に取り組んでいきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

（なし）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第9号、平成25年度厚岸町水道事業会計決算については、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員） 次に、認定第10号、平成25年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

●委員長（佐藤委員） 決算書の7ページ、決算報告書、収益的収入及び支出から進めてまいります。

収入、第1款 病院事業収益。

10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 未収金の内訳表が出ていますが、この資料に基づいて説明していただきたいのですが、町外・町内はどのような割合でしょうか。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 今のご質問にお答えさせていただきます。過年度分ということでしょうか。一部負担金未収金の部分ですね、個人負担ということでお答えをさせていただきます。

全額で388万5,501円ありますが、その内、厚岸町が302万882円、77.7%、残りが86万4,619円、22.3%が他町村となります。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） この資料をみますと、平成18年が106万4,000円、19年は66万円、21年は24万6,000円、22年は82万円と。この高額になっている部分で、町外もこの中に含まれているんですか。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 平成18年度の部分についてですが、106万4,394円の内、町外が10万4,027円、平成19年度66万2,205円の内、町外が2万40円、平成22年度82万2,340円の内、町外が7万6,780円という金額になってまいります。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） そうしますと、町内のほうが圧倒的に、先程の全体のパーセントと合わせても同じような率であるんだと。未収金になっている主な原因はなんですか、町内外

を含めて。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） しっかりとした分析というのは、中々出来てはおりませんが、厚岸町の場合は救急医療も担当しておりますので、救急で入られて来た時に、急いで来られているということもありまして、現金を用意していなかったと、それでそのままになってしまっているというケースもありますし、入院されたりしまして、それから釧路市内の大型病院に行って、分納していただいておりますが中々完納に至っていないとか、現状ではそういった状況があるということでございます。支払いが完全に終わっていないという状況につきましては、生活に応じた対応をさせていただいておりますが、詳しい事情は掴めていないというところでございます。

また、納めていない方の多くは、町税等も残っているという状況で、中々病院まで回って来る状況にはございませんが、税外の担当者と連携を図りながら、幾らかずつでも納めていただいているという状況も中にはあるということでございます。

（「いいです」の声）

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

9 番、南谷委員。

●9 番（南谷委員） 医業外未収金の表で見えていましたが、まず初めにですね、平成25年度の2,061万7,000円の一番下、一般会計補助金1,800万円が未収金というのは、この理由は何なのでしょう。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 予算計上をして収支の状況に合わせて予算を全部いただくということではなく、出来るだけ町からの負担を軽くするという手法をとるために、ぎりぎりまで予算ではなく収支に合わせた形で補助金を計上して、その分をいただくということで、3月31日までの病院事業の収支を勘案してですね、未収金扱いにして、剰余金が沢山出ないようにということで、総体での一般会計からの負担を出来るだけ軽くするというこの手法を取っております。

病院も水道もそうですけれども、3月31日で一旦会計を閉鎖するという手法を取らざるを得ませんので、どうしてもこの様な形での計上になると。これは既に全額収納されているということでございます。出納整理期間がありませんので、3月31日で閉鎖ということになります。

●委員長（佐藤委員） 9 番、南谷委員。

● 9 番（南谷委員） そうしますと、この1,800万というのは26年度で、その補助金でオンになるということですか。そのへんがちょっと、ごちゃごちゃになって。

● 委員長（佐藤委員） 病院事務長。

● 病院事務長（土肥事務長） 企業会計の手法としましては、出納整理期間はありませんので、どうしても3月31日で切らざるを得ないんです。4月1日に補助金をいただいたとしても、これは未収金計上に一旦せざるを得ないんですね。そういう会計上の手法がありまして、これは25年度分の計上に扱われております。

一般会計は出納整理期間の中にありますし、病院事業は未収金扱いで既に25年度分として、双方が25年度の扱いで整理されております。

● 委員長（佐藤委員） 9 番、南谷委員。

● 9 番（南谷委員） これが本題ではないので、医業収益に戻させていただきます。

確か、平成24年度の医業収益は7,600万程、今回はこの数字でございますから、5,100万位減額になってます、前年対比。この要因について、お伺いをさせていただきます。

● 委員長（佐藤委員） 病院事務長。

● 病院事務長（土肥事務長） 認定第15号説明資料として収支の状況、これは3条予算だけですが、これを資料として配付させていただいております。

収入が大きく落ち込んだ理由としましては、前年度の比較ですが、入院収益で4,110万円程落ち込んだということで、患者数で2,465人減が大きく影響していると。この要因については、外科の常勤医が確保されなかったということで、外科の部分が大きく響いたという内容でございます。

それから、外来収入につきましても、患者数が大きく減っております。これは全般的な患者数の減というのがあるわけですが、患者数につきましては内科以外は殆ど減少。特に外科の部分では73.9%、前年度に比べて患者数が減っている、入院・外来共に外科の常勤医が不在であったということが、大きな収入の減に繋がっていると押さえております。

● 委員長（佐藤委員） 9 番、南谷委員。

● 9 番（南谷委員） 他会計補助金、この表を見ていただきたいんですが、対前年比1,800万円程増えている。3条と4条がありますが、この実態について、法定繰入れの分と法定外の部分について、どちらがどうなっているのか。細かい数字は良いですから、100万円単位で良いですから、こうなっているという考え方を教えていただきたい。

● 委員長（佐藤委員） 病院事務長。

- 病院事務長（土肥事務長） 収入の減少に伴いまして、それを補う形で一般会計が増えていくという状況は、この表にも表れているとおりであります。

3条は1,930万1,000円が減少している。基準外としては3,800万円程増えている。ただし、4条の部分では基準の取り決めの中では300万円程増えていると。基準外は3,690万円程減らしているということで、3条・4条合わせまして、基準では1,600万円程減っていますが、基準外は100万円程増えている状況にあります。総体的には1,500万円程、一般会計からの負担金・補助金を合わせて減らしている状況にあります。

これの内容につきましては、4条での繰入れを少なくして、前年度の内部留保資金を活用して総額の圧縮を図ったということで、入院・外来の大きな減収はありましたけれど、前年度の内部留保資金を活用して全体の圧縮を図ったということでは、外科の常勤医が不在の中では大きな減収にはなりましたが、影響については最小限に止めたと考えてございます。

- 委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

- 9番（南谷委員） 私の頭では事務長の説明では理解できない、申し訳ないけれども。

私なりに、この表を見て判断させていただきましたが、医業収益が5,100万ありますよね。それで医業費用、材料費も含めておよそ3,000万位の減になっています。そうしますと、ここの部分では2,000万円位の差ですから、他会計補助金が1,800万増えているので、それで合ってきたと理解させていただいた、大きな数字の流れとしては。

ただ、今の説明を受けていると、3条・4条の絡みもありますが、4条の分でここに記載されていない分がありますよね。そういうものも、この表では読み取れないんですよ、事務長は盛んに説明しているけれども。数字が1,878万5,000円しか見えないから、この3条・4条の動きも出来れば、折角資料を出すんだから、そこも分かるような補足を付けていただきたい、今後。そうしないと、説明を聞いても僕の頭では理解出来ないの。この表に網羅されない部分があるので。

結論として、前年度は370万、今年は280万だったと。収益的にも1,800万円法的繰入れをしています、この表にない基準外の部分はむしろ減っているの、これを合わせるとまあまあ前年並みに動いてきたと、収支だと。こういう理解をしています、如何でしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 病院事務長。

- 病院事務長（土肥事務長） 説明が足りなかった部分がありましたので、基準内外に関わらず、全体の額で話したほうが分かり易いかなと思いますので、3条・4条合わせた額でよろしいでしょうか。

昨年で言いますと、実繰入れが合計で4億8,700万円でした。今年は4億7,200万円です。収入が100万円程落ちてますので、その分説明を省きますと、1,500万円程全体の中では減らしたということでございます。減らした要因は、収入のなかった分、それから資金的収支で調節させてもらった分を合わせて、24年度の内部留保資金を活用したということです。

これは、不良債務がなくなりましたので、内部留保資金が活用出来ることになりましたので、全体的な負担を減らすために活用して収支を1,500万、全体の一般会計からの負担金を減らしたということであります。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） 総体的に1,500万円という数字は、ここでは読み取れない。だから、この資料の他に、この様なものが分かるような工夫をした資料をと思います。如何でしょうか。

それから、もう一点気になっているのは、同じ屋根の中にあります町立病院の運営と老健。老健の時に敢えて質問はしませんでした。老健はツーツーですよ。老健の運営は今年で2年目だと。前年度は途中からです実績が。そういう意味では、本年度が同じ屋根の中であって、向こうは100万円程のプラスになっているということで、このへんの影響はどう捉えたらいいのか、このへんだけ最後をお願いします。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） すみません、止めてもらえますか。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 6 時38分休憩

午後 6 時40分再開

●委員長（佐藤委員） 再開します、病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 資本的収支に関わる部分も、来年度は分かるような形で出したいと考えます。

それから、老健は会計が病院の中の会計でしたので、老健には触れませんでしたけれども、老健は1,100万の黒字計上となっております。ご存じのとおり、病院の収支の町負担がなるべく軽くなるように、病院の病床を老健に転用したという形となっております。

私は病院だけではなく老健とセットで考えてもらえる形は、老健に転用する時点の提案説明の中でもさせていただきましたので、それと1,500万を差し引きとするというのは適切ではないかもしれませんが、老健に転用する前の状況からの改善策は図られていると考えております。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●9番（南谷委員） 大変申し訳ありません。先程、老健の収益を100万と言いましたが、1,

100万に訂正をさせていただきます。

- 委員長（佐藤委員） 他に1款ありますか。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で収入を終わります。

- 委員長（佐藤委員） 支出に入ります。

第1款 病院事業費用。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で支出を終わります。

- 委員長（佐藤委員） 次に、8ページ、資本的収入及び支出に入ります。

収入、第1款 資本的収入。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で収入を終わります。

- 委員長（佐藤委員） 支出に入ります。

第1款 資本的支出。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で支出を終わります。

- 委員長（佐藤委員） 1ページに戻り、6ページまでは事業報告書。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 9ページから14ページまでは、財務諸表。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 15ページから20ページまでは、附属明細書。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

（なし）

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。よって認定第10号、平成25年度厚岸町病院事業会計決算については、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（佐藤委員） 以上をもって、本委員会に付託された案件の審査は、全部終了いたしました。

よって、平成25年度各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 6 時42分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成26年10月22日

平成25年度各会計決算審査特別委員会

委員長